

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月4日
【届出者の氏名又は名称】	LITE-ON TECHNOLOGY CORPORATION (光寶科技股份有限公司)
【届出者の住所又は所在地】	中華民国台北市内湖区瑞光路392号22階 (中華民国台北市内湖区瑞光路392號22樓)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 新川 麻／弁護士 伊達 隆彦
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所
【電話番号】	03-6250-6200
【事務連絡者氏名】	弁護士 新川 麻／弁護士 伊達 隆彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、LITE-ON TECHNOLOGY CORPORATION(中文名称：光寶科技股份有限公司)をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、日本ライトン株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

日本ライトン株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、中華民国台北市に本社を置き、コンピューター、家庭用電気器具、車載機器及びLED照明等向けの電子部品の開発、製造及び販売を行っております。公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)が開設する市場であるJASDAQスタンダード市場(以下「JASDAQ市場」といいます。)に上場している対象者の普通株式(以下「対象者普通株式」といいます。)6,161,700株(所有割合:49.49%(注))を所有する対象者の筆頭株主であり、対象者を連結子会社としております。また、公開買付者が総株主の議決権の34.51%(うち直接所有:33.87%)(小数点以下第三位を四捨五入しております。)を所有する連結子会社であり、中華民国新北市淡水区奎柔山路73号(中華民国新北市淡水区奎柔山路73號)に本社を置く⁸⁵暉實業股份有限公司(英文名称:SILITECH TECHNOLOGY CORPORATION)(以下「STC」といいます。)は、電子機器に使用されるキーパッドと、集積回路とキーパッドを繋ぐモジュールの製造及び販売を事業内容としており、本書提出日現在、対象者普通株式980,300株(所有割合:7.87%)を所有する対象者の第二位株主です。また、公開買付者が総株主の議決権の20.39%(うち直接所有:18.31%)(小数点以下第三位を四捨五入しております。)を所有する会社であり、中華民国台北市内湖区瑞光路392号4階(中華民国台北市内湖区瑞光路392號4樓)に本社を置く敦南科技股份有限公司(英文名称:LITE-ON SEMICONDUCTOR CORPORATION)(以下「LOS」といいます。)は、CIS及びCMOSをはじめとした光学部品の製造及び販売を事業内容としており、本書提出日現在、対象者普通株式980,300株(所有割合:7.87%)を所有しており、STCと同率で対象者の第二位株主です。STC及びLOSはそれぞれ、普通株式を台湾証券交易所(証券取引所)に上場しております。

(注)「所有割合」とは、対象者が2019年5月15日に提出した第35期第1四半期に係る四半期報告書(以下「本四半期報告書」といいます。)に記載された2019年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(12,451,300株)から、対象者が2019年5月15日に公表した「2019年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「本四半期決算短信」といいます。)に記載された2019年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(71株)を控除した株式数(12,451,229株)に占める割合をいいます(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下所有割合の記載について他の取扱いを定めない限り同じです。)

この度、公開買付者は、2019年6月3日開催の取締役会において、対象者普通株式の全て(ただし、公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。以下同じです。)を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けに際し、公開買付者は、2019年6月3日付で、STC及びLOSとの間で、両社のそれぞれが980,300株ずつ所有する対象者普通株式の全て(合計1,960,600株。所有割合:15.75%)について、本公開買付けに応募することを内容とするTender Offer Agreement(以下「本応募契約」といいます。)を締結しております。本応募契約の詳細については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の上限及び下限を設定しておらず、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の全部の買付け等を行います。公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおいて対象者普通株式の全てを取得できなかった場合には、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載されている対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することにより、対象者普通株式の全てを取得することを予定しております。

なお、対象者が2019年6月3日に公表した「支配株主であるLITE-ON TECHNOLOGY CORPORATIONによる当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同の意見及び応募推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、2019年6月3日開催の取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

上記対象者の取締役会決議の詳細は、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者から受けた説明及び対象者が公表した情報に基づくものです。

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、中華民国において、主にカラーCRTモニターの製造を行う企業として1989年3月に創業いたしました(創業当時の商号：源興科技股份有限公司)。公開買付者は、2002年11月に、公開買付者を存続会社、台湾光寶電子股份有限公司(以下「台湾光寶電子」といいます。)、旭麗股份有限公司(以下「旭麗」といいます。))及び致福股份有限公司(以下「致福」といいます。))の3社を消滅会社として合併し、商号を、現在の公開買付者の商号である光寶科技股份有限公司(英文名称：LITE-ON TECHNOLOGY CORPORATION)に変更しております。公開買付者は、当該合併によって、1983年1月に台湾証券交易所(証券取引所)に上場していた台湾光寶電子を承継したことに伴い、台湾光寶電子の証券コード(2301)を引き継いで、台湾証券交易所(証券取引所)の上場会社となりました。

公開買付者は、対象者、STC及びLOSを含め、130社を超える連結子会社とともに中華民国を中心に企業集団(以下「ライティンググループ」といいます。))を構成しております。公開買付者は、現在、地球環境保護のグリーンエネルギービジネスの一つとして、LED製品製造工場への投資を強化するとともに、ヨーロッパを中心とした積極的な販売の取組みを展開し、世界各国の企業向けにOEM/ODMビジネス(注)にも対応し、成長を続けております。

(注) OEM(Original Equipment Manufacturing)とは、製造を発注した委託者のブランドで販売される製品を製造することをいい、ODM(Original Design Manufacturing)とは、製造を発注した委託者のブランドで販売される製品の設計から製造までを行うことをいいます。

公開買付者は、戦略的に事業構造の変革を行うことで、健全なガバナンスのもと、利益を追求し、株主利益の最大化に努めて参りました。昨今、製造業を取り巻く環境は、コスト増加と法規制という厳しい課題に直面しております。これらの課題は、近年米国と中国の貿易摩擦が激化していることや早いサイクルでの技術の進化、産業における革新的な変化といった要因とも絡み合い、グローバル・バリュー・チェーンを変化させつつあります。公開買付者は、これらの課題に対応し、将来のビジネスチャンスを獲得すべく、戦略的に自社の競争力の源泉となる中核事業を絞りこみ、既存のローカルネットワークの統合を積極的に進めて参りました。

一方、日本ライオン株式会社は、主に日本国内及び東アジアに展開している日系企業に対してライティンググループの製品を販売すること及び保守等の付随サービスを提供することを事業目的として、公開買付者の前身である台湾光寶電子及び旭麗、並びに、日本ライオン株式会社の設立時代取締役となった遠藤榮之進氏及び同氏の親族その他の関係者の共同出資により1985年8月に設立された会社であり(1985年8月に設立された日本ライオン株式会社を、以下「旧日本ライオン」といいます。)、台湾光寶電子及び旭麗は、旧日本ライオンの設立時において、それぞれ、同社の普通株式150株(合計：300株、設立時発行株式の数に占める割合合計：75.00%)を引き受けております。その後、台湾光寶電子及び旭麗は、1987年8月及び1994年10月に、旧日本ライオンが売上高の増加に伴う必要運転資金の増加に対応するために実施した第三者割当の方法による新株式の発行において、それぞれ、410株(合計：820株、当該1987年8月に実施した新株式の発行後における旧日本ライオンの発行済株式総数に占める台湾光寶電子及び旭麗の所有する旧日本ライオンの普通株式の割合合計：80.00%)と560株(合計：1,120株、当該1994年10月に実施した新株式の発行後における旧日本ライオンの発行済株式総数に占める台湾光寶電子及び旭麗の所有する旧日本ライオンの普通株式の割合合計：72.72%)を引き受けております。その後、旧日本ライオンは、その株式額面金額を、50,000円から50円に変更するため、1999年1月1日を効力発生日として、休眠会社であった株式会社弘英(対象者)を存続会社、旧日本ライオン及び同社の完全子会社であった株式会社セックを消滅会社とする吸収合併を行いました。当該合併にあたり、株式会社弘英(対象者)は、旧日本ライオンの株主に対し、同社普通株式1株につき、株式会社弘英(対象者)の普通株式1,000株を交付いたしました。その結果、当該合併により、台湾光寶電子及び旭麗は、それぞれ、株式会社弘英(対象者)の普通株式1,120,000株(合計：2,240,000株、当該合併後の株式会社弘英(対象者)の発行済株式総数に占める台湾光寶電子及び旭麗の所有する株式会社弘英(対象者)の普通株式の割合合計：50.00%)を所有することとなりました。株式会社弘英(対象者)は、当該合併に伴い、1999年1月11日をもって、商号を現在の商号である日本ライオン株式会社に変更しております。そして、対象者は、2001年8月に、日本証券業協会に対象者普通株式を店頭登録し、東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所の統合等に伴い、現在は、JASDAQ市場に上場しております。

対象者は、2008年第1四半期において、当時の円高ドル安の影響を受けて、為替相場変動によるリスクを抑えることを目的に行っていた通貨スワップ取引を中途解約したことに伴い、特別損失として、通貨スワップ解約損1,955百万円を計上し、実質債務超過状況となりました。対象者は、かかる厳しい経営状況を改善するため、公開買付者、STC及びLOSの3社を割当先として、第三者割当の方法による新株式の発行(募集株式の数：普通株式5,882,300株、払込金額の総額：1,199,989,200円(1株当たりの払込金額：204円))を行っております。当該新株式の発行において、公開買付者は、対象者普通株式3,921,700株(当該新株式の発行後における対象者の発行済株式総数(12,451,300株)に対する割合：31.50%)を引き受け、当該新株式の発行前において所有していた対象者普通株式2,240,000株とあわせて、対象者普通株式6,161,700株(当該新株式の発行後における対象者の発行済株式総数(12,451,300株)に対する割合：49.49%)を所有することとなり、現在に至っております。また、STC及びLOSは、当該新株式の発行前においては対象者の株式を所有していませんでしたが、当該新株式の発行において、それぞれ、対象者普通株式980,300株(当該新株式の発行後における対象者の発行済株式総数(12,451,300株)に対する割合：7.87%)を引き受け、現在に至っております。

対象者は、設立以降、主に日本国内及び東アジアに展開している日系企業に対して、公開買付者を含むライティンググループが製造する一般電子部品関連製品を販売し、また、保守等の付随サービスを提供するとともに、販売先顧客との関係を管理し、ライティンググループによるOEM/ODMビジネスやEMSビジネス(注)の構築及びサポートを行うことで、公開買付者の日本及び東アジアにおける事業を支える重要な役割を果たしてきました。他方、ライティンググループの製品の開発・製造活動に関しては、公開買付者自らが、ライティンググループの製品に係る主要部品や原材料を供給する日本のサプライヤーとの取引関係を構築するとともに、日本のメーカーと共同で印刷機器を開発する等の活動を行っており、対象者と協働して、日本市場における商流の川上から川下に至るバリューチェーンを構築してまいりました。かかるバリューチェーンを維持・強化することは、公開買付者が顧客の多様なニーズを効率的に汲み取り、ライティンググループの製品を幅広く最終製品に組み込んでいくために不可欠の要素であり、日本市場は、かかる観点から公開買付者にとって戦略的に重要な市場となっております。

(注) EMS(Electronics Manufacturing Service)とは、電子部品の受託生産を行うサービスのことをいいます。

しかしながら、電子部品業界におけるコスト増加と物価圧力に加え、スマートフォン、ラップトップコンピュータ等に係るコンシューマー市場(消費者向け市場)では、台湾及び中国のメーカーが台頭する一方で、これらの製造から撤退する日系企業が増えつつあります。スマートフォンに関しては、日本国内で生産を行うメーカーが減少し、また、ラップトップコンピュータに関しては、日本のメーカーは、台湾や中国のメーカーから、直接、最終製品のOEM供給を受けたり、マザーボード、キーボード及び電源等の、電子部品を組み入れた後のモジュールを調達して最終製品の組立てを行う形態が主流となってきています。そのため、日本のメーカーが国内で電子部品を調達する需要は減少しており、国内市場における電子部品の供給における対象者の役割は、現時点においては限定的なものになりつつあります。また、近年の米国と中国の貿易摩擦の激化に伴い、中国における電子機器の製造拠点に対する日系企業の投資は急速に減速するとともに、中国以外の地域における製造拠点に対する投資が加速されつつあり、また、海外で電子機器を製造する日系メーカーが、現地の部品製造者から直接部品を購入する動きが加速しており、部品の売買を仲介する機能へのニーズは小さくなってきています。以上のような状況から、中国に展開する日系企業に対する売上げが比較的大きな割合を占める対象者の事業は、将来の見通しが不安定となっており、独立の上場企業として厳しい競争環境下に置かれております。かかる厳しい事業環境を受けて、近時、競合事業者の多くが、原材料の調達力や販売機能・市場管理能力を強化すべく垂直統合を行ったり、規模の経済のメリットを享受するために水平統合を行うなど、様々な戦略的な事業改革を進めております。

対象者においても、更なる事業機会を獲得し、また、新たな成長機会を掴むためには、最終製品のメーカーに対して、設計・開発の段階から積極的な技術提案を行い、また、最終製品のメーカーと共同開発を行う等のデザイン・イン活動を強化し、また、海外事業においては、現地の部品製造拠点との繋がりを強化することで、部品の売買を仲介する機能のみならず、最終製品のメーカーのニーズ、製品が抱える問題点をきめ細かく把握するとともに、それを部品製造拠点における設計・開発に活かすことによって、より良い最終製品の開発に貢献するといった、包括的なサービスを提供する等、対象者の事業形態を抜本的に見直し、戦略的な改革を行うことが喫緊の課題であります。一方で、このような取り組みによって実際に対象者の売上げが増加するまでには相当の期間を要すると見込まれ、少なくとも短期的には対象者の将来の業績を不安定なものとするため、対象者普通株式の市場株価が下落し、その少数株主の利益を毀損する可能性も否定できず、少数株主も含めた株主の利益に配慮すべき対象者が上場会社として採りうる方策は、非上場会社が採りうる方策と比べて、短期的な業績への影響にも配慮しなければならないため、リスクを伴う大胆な経営方針の変更を行うことができないという点で限定的なものとならざるを得ません。

公開買付者としては、対象者が上記のような事業改革を進める場合、対象者の業績が短期的に不安定となり、又は、悪化するおそれはあるものの、対象者を公開買付者の完全子会社とすることで、対象者が上場会社である場合は独立性及び自主性の観点から実現することが難しかった、公開買付者によるビジネス面、財務面、技術面及び経営面での全面的な支援を行い、対象者に潜在的な将来の事業機会を獲得させるとともに、対象者の日本国内におけるネットワークと公開買付者のかかる支援を活用し、日系企業に対するより良いサービスの提供を可能にさせ、対象者を強固な経営基盤を有する会社として発展させることが可能であると考えております。具体的には、公開買付者は、本取引後、以下のような支援により対象者の企業価値を高めることを目指しており、対象者とともに、これらの支援による効果を最大限活用すべく取り組んでいく予定です。

(ア) 国際的な顧客基盤及びそれにより培われた顧客ニーズ・ノウハウの活用

公開買付者及びそのグループ企業は、アジア諸国を中心に、米国・ヨーロッパを含む国際的な顧客基盤を有しており、対象者にかかる顧客基盤を積極的に活用させることにより、対象者が更なる事業機会を獲得することが可能となると考えております。

また、対象者が持続可能かつ中長期的な収益向上を実現するためには、日系企業の強い市場である、産業機器・車載機器市場への参入が不可欠であり、また、今後大きく成長することが見込まれるスマートホームやスマートライフ(注)等のIoT市場への参入が重要であるところ、これらの市場においては、技術革新のスピードが非常に速く、対象者が単独で当該市場に参入することは、現時点においては、専門知識、技術、経験が十分でないため、困難です。公開買付者は、すでに、自動車メーカーに直接部品を供給する海外顧客の基盤を有しており、IoT市場にも注力していることから、これまでに公開買付者がこれらの市場において蓄積した顧客ニーズやノウハウを最大限活用することにより、これらの市場における潜在顧客に対して設計・開発段階から新製品を提案する等の取り組みも可能となり、効率的に対象者が販売する製品を組み込んでいくことが可能になると考えております。

(注) スマートホーム又はスマートライフとは、家庭内の電化製品等を情報技術を使用して一括して操作・管理する仕組み又はかかる仕組みを利用した住環境・生活をいいます。

(イ) 財務的な支援等

公開買付者がより迅速かつ効率的に対象者の資金需要に応えることにより、対象者は、製造施設の取得、先進的な技術及び新製品の開発、並びに、新たな人員の採用等を含め、更なる成長機会の獲得のために比較的大規模な金額の投資を機動的に決定することが可能となると考えております。なお、対象者の財務面については、本取引後は、株主総会の運営や、法令や証券取引所規則に基づく継続開示に係る費用等、対象者の上場維持費用を軽減することができ、これによる余剰資金を更なる事業機会の獲得に利用することも可能となると考えております。

特に、産業機器・車載機器市場においては、製品の性質上、より高度な品質を達成し、急速に進む技術革新に対応し得る専門知識を有する人材の確保が必要であり、また、IoT市場においても、IoTシステムの構築・活用等にかかる豊富な専門知識が求められますが、公開買付者から迅速に財務的な支援を受けることによって、高度な品質を達成し、急速に進む技術革新に対応し得る専門性を持った人材の確保が容易になると考えられ、これらの市場への参入を迅速に実現することができると考えられます。

(ウ) 技術的支援

電子部品開発企業として長きにわたって培った経験に裏付けられた公開買付者のノウハウを、対象者の国内における顧客基盤とあわせて活用することにより、対象者は、既存顧客及び潜在顧客に対して、設計・開発段階から積極的な技術提案を行うことが可能となり、また、これによって対象製品が抱える課題を早期に把握し、問題解決のためのきめ細やかな提案が可能となると考えております。

(エ) 経営管理上の支援

対象者の上場会社としての独立性及び自主性を維持する観点、及び、コーポレート・ガバナンスに対する意識の向上とともに少数株主が存在する親子会社間の取引に対して、厳しい目線が注がれるようになっている状況において、公開買付者が、上場会社である対象者の役員として公開買付者やその子会社の役員を多数派遣する場合、対象者がライティンググループとの取引において客観的な公正性を確保することが困難となりかねず、公開買付者を含むライティンググループからの仕入取引が、仕入取引全体の大部分を占める対象者の事業遂行にかえて支障を与えるおそれもあり、現時点では、公開買付者が、人員の派遣を含む経営管理上の支援を全面的に提供することは困難です。他方で、対象者が上記で述べたような戦略的改革を推し進めるためには、公開買付者がこれまでにライティンググループの経営管理にあたって培ってきた利益管理体制や業務効率化に係るノウハウを積極的に活用することが必要であるところ、対象者を公開買付者の完全子会社とし、公開買付者を対象者の唯一の株主とすることにより、親会社である公開買付者と少数株主の将来的な利益相反を回避しつつ、公開買付者のノウハウを積極的に活用することが可能となるものと考えております。なお、現時点においても、公開買付者の取締役である陳廣中(Warren Chen)氏が、対象者の取締役に就任しておりますが、同氏は公開買付者のVice Chairman及びGCEOを兼任しており、また、他のライティンググループに属する会社の取締役も兼任していることから、対象者のみの経営管理に尽力することは容易ではありません。そのため、対象者を完全子会社とすることで、経営管理体制に係る豊富な知見を有する公開買付者又はその子会社の役職員をより積極的に対象者の経営に関与させることが必要と考えております。本取引後は、対象者が戦略的改革を遂行するために必要となる経営管理上の更なる支援を公開買付者が十分に提供することが可能となり、これにより対象者の企業価値を迅速かつ円滑に向上させていくことが可能となると考えております。

また、本取引の実行は、上記のような対象者の事業に対するメリットのみならず、公開買付者に対しても、対象者を公開買付者の完全子会社とすることで、これまでは対象者の上場会社としての経営の自主性を尊重する観点から十分に実現していなかった、対象者と公開買付者との間における更なる人材交流等を含む緊密な連携を行うことで、対象者が日本国内において蓄積してきた顧客ニーズに関する知見及び販売ノウハウをより積極的にライティンググループのために活用することが可能となり、公開買付者にとって戦略的に重要な市場である日本市場において、ライティンググループ製品の顧客基盤を更に拡大することが可能となるというメリットをもたらすものであると考えております。

上記及び対象者の近時の経営環境の厳しさに鑑み、公開買付者は、対象者を含むライティンググループとして更なる効率性を実現及び加速し、公開買付者と対象者の株主及び従業員の全体の利益を最適化するとともに、公開買付者と対象者の既存顧客及び潜在顧客に包括的でグローバルなより良いサービスを提供することを可能とするために、本取引により対象者を早期に完全子会社化し、公開買付者と対象者との連携をより強化することが、双方に有益な戦略であると考えてに至りました。

そこで、公開買付者は、2019年4月1日に、対象者に対して、本取引の実現可能性を検討したい旨の説明を行い、本取引に関する提案書を提出するとともに、本取引の実行の是非について、対象者との間において協議及び交渉を開始いたしました。

その後、2019年4月上旬から同年5月下旬にかけて、公開買付者は、本取引の諸条件についてさらに具体的な検討を進め、対象者との間において、本公開買付けに係る買付け等の価格を含め、本取引の諸条件について複数回にわたって協議及び交渉を行いました。この過程において、公開買付者は、対象者から提供を受けた事業計画を含む、対象者の事業及び財務の状況、対象者普通株式の市場価格の推移、対象者普通株式の取引状況の推移、並びに、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株式の公開買付けの事例(親会社による上場子会社の完全子会社化を前提とした公開買付けの事例、及び、本公開買付けと同様、買付け等を行う者と少数株主との利益相反が生じうると考えられる発行者以外の者による株式の公開買付けの事例(いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注)の事例))において買付け等の価格に付されたプレミアムの事例を踏まえ、2019年5月16日に、本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を215円とする提案を行いました。その後、2019年5月20日には、対象者から公開買付者に対し、事業計画の達成確度、直近株価に対するプレミアムの水準、対象者普通株式の市場株価が上昇傾向にあることを考慮の上、本公開買付価格を再検討するよう要請があったことから、公開買付者は、2019年5月22日に、本公開買付価格を224円とする2回目の提案を行いました。当該2回目の提案後、2019年5月23日に、対象者から公開買付者に対し、対象者の受注高が回復基調にあること、2019年12月期においては家電メーカーからの受注が好調となることが予想されること等を考慮の上、再度本公開買付価格を見直すよう要請があったことから、公開買付者は、2019年5月28日に、本公開買付価格を231円とする3回目の提案を行いました。これに対し、2019年5月28日に、対象者から公開買付者に対し、直近上昇傾向にある対象者普通株式の市場株価に対するプレミアムの水準等を考慮の上、再度本公開買付価格を見直すよう要請がありました。これを受けて、公開買付者は、2019年5月31日に、本公開買付価格を240円とする4回目の提案を行いました。

かかる交渉の結果、2019年6月3日、公開買付者は、本公開買付価格を240円として本公開買付けを行うことを決定いたしました。

(注) マネジメント・バイアウト(MBO)とは、公開買付けを行う者が、公開買付けの対象となる株券等の発行者の役員である公開買付け、又は、公開買付けを行う者が、公開買付けの対象となる株券等の発行者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって、当該発行者の役員と利益を共通にする者である公開買付けをいいます。

② 対象者における意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者から2019年4月1日に本取引に関する提案を受け、本公開買付価格の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために、対象者及び公開買付者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルティンググループ株式会社(以下「山田コンサル」といいます。))を、対象者及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任するとともに、本取引の提案を検討するための第三者委員会を設置し(委員の構成その他具体的な諮問事項等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「④ 対象者における独立した第三者委員会の設置及び第三者委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)、かかる提案を検討するための体制を整備し、検討を進めたとのこと。当該検討を踏まえ、本公開買付けの意義・目的、本公開買付け後の経営方針、本公開買付けの諸条件について、公開買付者と複数回に亘る協議・交渉を重ねてきたとのこと。

対象者は、主に日本国内及び東アジアに展開している日系企業向けに主にライティンググループが製造する電子部品等の販売及び付随するサービスを行っているとのことですが、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、台湾及び中国のメーカーの台頭等により、電子部品業界において厳しい競争環境下に置かれているとのこと。競合事業者の多くが、様々な戦略的な事業改革を進めている中において、対象者が、持続可能かつ中長期的な収益向上を実現するためには、一つ目に、日系企業が強い競争力を有する市場である、産業機器・車載市場への参入が不可欠と考えているとのこと。これは、スマートフォン、ラップトップコンピューター等に係るコンシューマー市場(消費者向け市場)において、日系企業が海外企業に押され失速していく中で、産業機器・車載市場は、依然として日系企業が強い競争力を誇っている市場と考えているためであるとのこと。また、二つ目に、スマートホームやスマートライフ等のIoT市場は、今後大きく成長することが見込まれており、日系企業も今後さらにシェアを伸ばしていくと考えられることを踏まえ、対象者としては、日系企業が既に競争力を有する産業機器・車載市場に加えて、IoT市場のような成長市場に対しても同時に参入していくことが極めて重要であると考えているとのこと。

対象者が、上記市場を含め更なる事業機会を獲得し、また、新たな成長機会を掴むためには、最終製品のメーカーに対して、設計・開発の段階から積極的な技術提案を行い、また、最終製品のメーカーと共同開発を行う等のデザイン・イン活動を強化し、また、海外事業においては、現地の部品製造拠点との繋がりを強化することで、部品の売買を仲介する機能のみならず、最終製品のメーカーのニーズ、製品が抱える問題点をきめ細かく把握するとともに、それを部品製造拠点における設計・開発に活かすことによって、より良い最終製品の開発に貢献するといった、包括的なサービスを提供する等、対象者の事業形態を抜本的に見直し、戦略的な改革を行うことが喫緊の課題であると考えているとのこと。

そして、対象者としては、特に上記の産業機器・車載市場においては、製品に高度な品質が要求されるとともに、技術革新のスピードが非常に速く、これらに対応するための技術力が求められると考えているとのことです。また、IoT市場に関しても、同様に日々進化する高度な技術に対応していかなければならないと考えているとのことです。そのためには、上記の戦略的な改革を行うための基礎として、従来の商社としての営業力だけでなく、メーカーと対等に渡り合える技術面の知識・経験・ノウハウを備えていくことが必要となると考えているとのことです。対象者においてもこれまで技術的な専門知識を有する人材の採用に力を入れてきたとのことです。が、依然としてその数が不足しており、対象者単独では、上記改革を実施し、上記の市場に参入していくことは困難であると予想しているとのことです。かかる現状を打開するためには、公開買付者の電子部品開発企業としての高い技術力と十分な経営資源を最大限に活用することが不可欠であると認識しているとのことです。しかしながら、対象者が上場会社のままでは、上場会社としての独立性や自立性の観点から、公開買付者からの人員の派遣を含む技術上、経営管理上の支援を全面的に享受することは困難な状況にあるとのことです。また、このような改革によって実際に対象者の売上高が増加するまでには相当の期間を要すると見込まれ、少なくとも短期的には対象者の将来の業績を不安定なものとするため、対象者普通株式の市場株価が下落し、少数株主の利益を毀損する可能性も否定できず、少数株主も含めた株主の利益に配慮すべき対象者が上場会社として採りうる方策は、非上場会社が採りうる方策と比べて、短期的な業績への影響にも配慮しなければならないため、リスクを伴う大胆な経営方針の変更を行うことができないという点で限定的なものとならざるを得ないと考えているとのことです。そこで、対象者が公開買付者の完全子会社となり、「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」記載の公開買付者からの支援等を受けた上で、上記の戦略的な改革を行うことが、以下のとおり、対象者の企業価値向上に資するものであると考えるに至ったとのことです。

(ア) 国際的な顧客基盤及びそれにより培われた顧客ニーズ・ノウハウの活用

公開買付者において、すでに、自動車メーカーに直接部品を供給する海外顧客の基盤を有しており、また、IoT市場にも注力していることから、これまでに公開買付者がこれらの市場において蓄積した顧客ニーズやノウハウを最大限活用することにより、日本における潜在顧客に対して設計・開発段階から新製品を提案する等の取り組みも可能となり、対象者としても更なる事業機会を獲得することが可能となると考えているとのことです。

(イ) 財務的な支援

非公開化することにより、取引条件の客観的な公正性を確保する観点等からこれまでは容易でなかった、公開買付者による債務保証や人材コストの支援等を対象者の資金需要に応じて柔軟に受けることができ、これにより専門分野の人材の確保が容易になると考えているとのことです。上記のとおり、対象者においては、技術的な専門知識を有する人材の不足が課題であり、財務的基盤が安定することでより人材の採用・教育等への投資が可能となり、対象者が上記市場に参入するスピードを加速できると考えているとのことです。

(ウ) 技術的支援

電子部品開発企業である公開買付者からのノウハウの共有や、技術者の派遣を受けることで、対象者に不足していた技術面での弱点を補い、さらには対象者の強みへと変えることができ、対象者の競争力をより高めることができると考えているとのことです。IoT市場においては、海外での展開が進んでおり、公開買付者も注力している市場であるところ、この分野に関しては、特に専門知識を有する人材が求められており、海外の最先端の知識・技能を有する公開買付者の技術者の協力を受けることで、より優位な形で営業活動を展開していくことができると考えているとのことです。また、産業機器・車載市場への参入や、対象者が現時点で優位性を有すると認識している家電市場等の既存顧客への対応との関係においても、公開買付者から技術的支援を受けることにより、公開買付者の持つノウハウを最大限活用し、設計段階から新製品を提案していくことが可能になると考えているとのことです。

(エ) 経営管理上の支援

上場会社としての自立性の観点等から、対象者が上場会社である間は、親会社である公開買付者からの経営管理上の支援は限定的なものとならざるを得なかったものの、対象者が、非公開化し、公開買付者の完全子会社となることで、これまで以上に公開買付者から経営管理上の支援を受けることにより経営上の効率を高め、戦略的改革をすみやかに遂行する事が可能になると考えているとのことです。

以上の検討を踏まえ、対象者としても、対象者が公開買付者の完全子会社となり、ライイトグループとの連携を高めて更なる効率性を実現することにより、グループとしてのシナジーを最大限に発揮し、お客様にグローバルなより良いサービス(品質・技術)を提供することが可能になると考え、その実現のためには、本取引を実施することにより、対象者普通株式を非公開化し、公開買付者を唯一の株主とすることで、公開買付者及び対象者がこれまで以上に緊密に連携し、経営資源及びノウハウの相互活用を一段と推し進める必要があるとの考えに至ったとのことです。

また、本公開買付価格については、まず、2019年5月16日に公開買付者より本公開買付価格を215円としたい旨の提案を受けた後、対象者は、山田コンサルから、対象者普通株式の株式価値に係る試算結果の報告を受け、当該報告内容及び第三者委員会での検討を踏まえた上で、2019年5月20日に、公開買付者に対し、事業計画の達成確度、直近株価に対するプレミアムの水準、対象者普通株式の市場株価が上昇傾向にあることを考慮の上、本公開買付価格を再検討するよう要請したとのことです。その後、公開買付者より、2019年5月22日に、本公開買付価格を224円とする2回目の提案を受けたとのことです。当該2回目の提案について、山田コンサル及び第三者委員会の意見を踏まえ、2019年5月23日に、対象者から公開買付者に対し、対象者の受注高が回復基調にあること、2019年12月期においては家電メーカーからの受注が好調となることが予想されること等を考慮の上、再度本公開買付価格を見直すよう要請したとのことです。これに対し、対象者は、公開買付者から、2019年5月28日に、本公開買付価格を231円とする3回目の提案を受けたとのことです。対象者は、当該3回目の提案について、山田コンサル及び第三者委員会の意見を踏まえ、2019年5月28日に、公開買付者に対し、直近上昇傾向にある対象者普通株式の市場株価に対するプレミアムの水準等を考慮の上、再度本公開買付価格を見直すよう要請したとのことです。これに対し、公開買付者より、2019年5月31日に、本公開買付価格を240円とする4回目の提案を受けたとのことです。対象者は当該4回目の提案について、第三者委員会及び山田コンサルからさらに意見を聴取するとともに、2019年5月31日付で山田コンサルから取得した株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)の内容を踏まえ慎重に検討を行い、その結果、以下の理由から当該価格は妥当な価格であると判断したとのことです。

すなわち、(i)本公開買付価格は、対象者株式価値算定書における市場株価法及び類似会社比較法の評価額のレンジを上回るものであり、かつ、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による評価額のレンジの中央値を上回るものであること、(ii)本公開買付価格240円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2019年5月31日のJASDAQ市場における対象者普通株式の終値180円に対して33.33%(小数点以下第三位を四捨五入。以下株価に対するプレミアムの数値(%)について同じです。)、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値185円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値について同じです。)に対して29.73%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値180円に対して33.33%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値184円に対して30.43%のプレミアムが加算されており、過去の公開買付け事案(2016年6月1日から2019年3月31日までに公表された公開買付けであって、当該公開買付けの対象となる上場会社が賛同意見の表明及び応募推奨を行っており、かつ、当該会社の上場廃止を前提としている公開買付けにつき、(ア)買付者の子会社又は持分法適用会社に対する公開買付け事案と、(イ)(ア)を除く事案という区分で、それぞれでプレミアムの分布を集計した資料を参照して検討を行っているとのことです。)におけるプレミアムの水準に照らしても、相当なプレミアムが付されていると考えられること、(iii)下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iv)上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、(a)本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値が向上すると見込まれるとともに、(b)本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は、少数株主を含む対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、対象者は、2019年6月3日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者の取締役の陳廣中(Warren Chen)氏は公開買付者のVice Chairman 兼 GCEO並びにSTC及びLOSの取締役を兼務しているため、また、莊遠平(Rex Chuang)氏は公開買付者の光電事業群総経理を兼務しているため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも参加していないとのことです。

③ 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本取引後において、対象者を含むライイトングループ内の連携を加速させるとともに、意思決定の迅速化による今後の事業環境の変化に応じた機動的な対応、ライイトングループの技術・ノウハウ及び人的資産等の一層の活用を進め、対象者を含むライイトングループの企業価値を一層高めるべく取り組む予定です。本取引後の経営体制については、本書提出日現在において未定ですが、本取引完了後に、対象者と協議の上で、かかる取組みに最適な体制を決定していく予定です。

なお、本書提出日現在、公開買付者の取締役である陳廣中(Warren Chen)氏、及び、公開買付者の光電事業群総経理である莊遠平(Rex Chuang)氏が、対象者の取締役に就任しておりますが、現時点において、同氏らは本取引後においても引き続き対象者の取締役を務める予定です。本取引後におけるその他の役員構成については、本取引完了後に、対象者と協議の上で決定していく予定です。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意

本公開買付けに際し、公開買付者は、2019年6月3日付で、STC及びLOSとの間で、両社のそれぞれが980,300株ずつ所有する対象者普通株式の全て(合計1,960,600株。所有割合：15.75%)について、本公開買付けに応募することを内容とする本応募契約を締結しております。

本応募契約においては、以下の条件が全て満たされた場合には、STC及びLOSは、それぞれが所有する対象者普通株式を本公開買付けに応募せず、又は、本公開買付けの応募後においては当該応募を撤回できるものと定められております。

- ① 本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。))において、適用される法令に従って、買付株式数に上限を付さない対象者普通株式を対象とする公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。))が開始されること
- ② 対抗公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格が、本公開買付価格を上回っており、かつ、STC又はLOSが対抗公開買付けに対象者普通株式を応募しないことが、中華民国の法律に基づくSTC又はLOSの取締役の善管注意義務に違反することとなるような価格であること
- ③ STC又はLOSに対して、その法律顧問から、STC又はLOSが対抗公開買付けに対象者普通株式を応募しないことが、中華民国の法律に基づくSTC又はLOSの取締役の善管注意義務に違反することとなる可能性が高いと合理的に判断される旨の意見書が提出されていること
- ④ 上記の意見書の写しが公開買付者に交付されていること

(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、対象者が公開買付者の連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当することに鑑み、本公開買付価格である240円の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、それぞれ以下の措置を講じております。

- ① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの意見書の取得
- ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ③ 対象者における独立した法律事務所からの助言
- ④ 対象者における独立した第三者委員会の設置及び第三者委員会からの答申書の取得
- ⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認
- ⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

なお、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本書提出日現在、公開買付者は対象者普通株式6,161,700株(所有割合:49.49%)を既に所有しているため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者としては、本公開買付けにおいては、その公正性を担保するための上記①乃至⑥の措置を通じて、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

以上の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者普通株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の方法により、対象者普通株式の全ての取得を目的とした手続を実施することを予定しております。

① 株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。以下同じです。)の全員に対し、その所有する対象者普通株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)する予定です。株式売渡請求においては、対象者普通株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式売渡請求の承認を求めます。対象者が取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、対象者の株主全員からその所有する対象者普通株式の全部を取得します。そして、当該各株主の所有していた対象者普通株式1株当たりの対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者取締役会にてかかる株式売渡請求を承認する予定とのことです。株式売渡請求がなされた場合については、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主は、裁判所に対して、その有する対象者普通株式の売買価格の決定の申立てを行うことができます。

② 株式併合

他方で、本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき対象者普通株式の併合(以下「株式併合」といいます。)を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日(本書提出日現在においては、2019年7月下旬を予定しています。)が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です(なお、本臨時株主総会の開催日は、本書提出日現在においては、2019年9月中旬を予定しています。)。公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者普通株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者普通株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者普通株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数に乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者普通株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者普通株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の所有する対象者普通株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができ旨及び裁判所に対して対象者普通株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

上記①及び②の各手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況、並びに本公開買付け後の公開買付者による対象者普通株式の所有状況又は公開買付者以外の対象者の株主の対象者普通株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者普通株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。もっとも、株式売渡請求に関する売買価格の決定の申立て又は株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、対象者普通株式の売買価格又は株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、本書提出日現在、JASDAQ市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の手続が実行された場合には、上場廃止基準に該当し、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者普通株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2019年6月4日(火曜日)から2019年7月16日(火曜日)まで(30営業日)
公告日	2019年6月4日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	1株につき金240円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、対象者が開示している財務情報等の資料を踏まえ、対象者の事業及び財務の状況を総合的に分析しました。また、公開買付者は、対象者普通株式が金融商品取引所を通じて取引されていることから、本公開買付価格の決定日(2019年6月3日)の前営業日である2019年5月31日のJASDAQ市場における対象者普通株式の終値(180円)並びに同日までの直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値(185円、180円及び184円)の推移を参考にしました。公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議及び交渉を経て、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株式の公開買付けの事例(親会社による上場子会社の完全子会社化を前提とした公開買付けの事例、及び、本公開買付けと同様、買付け等を行う者と少数株主との利益相反が生じうると考えられる発行者以外の者による株式の公開買付けの事例(いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の事例))において買付け等の価格に付されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の直近6ヶ月間における市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、2019年6月3日に本公開買付価格を240円と決定しております。また、公開買付者は、中華民国における法規制に従い、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である安誠会計士事務所(安誠會計師事務所)(以下「安誠」といいます。)から、2019年5月31日(台湾標準時間)付で、光寶科技股份有限公司による日本ライオン株式会社(Lite-On Japan Ltd.)株式買付計画における取引価格の合理性に対する意見書(以下「本意見書」といいます。)を取得しております。本意見書においては、本意見書に定められた条件及び制約(注1)のもと、2019年5月24日現在において、対象者普通株式の1株当たりの株式価値は、215円から254円の間であり(注2)、そのため、公開買付者が本公開買付価格を240円とする計画は合理的であるとする旨が記載されております。

	(注1) 本意見書においては、持続的な経営という仮定を前提として、公正な市場価格が価値基準として採用されています。本意見書において、公正な市場価格とは、取引を成立させる意思及び能力を有し、関連する事実を理解し、かつ、強制を受けずに不特定の市場に参加する者が、公開かつ制限を受けない市場において正常な取引を行う状況のもとで、資産の交換又は負債の弁済を達成する現金又は現金同等物の価格をいい、特定の投資者が、特定の状況や取引にかかるシナジー効果又は戦略的考慮に基づき、公正な市場価格より多く又は少なく支払う場合の代価を反映するものではないとされています。また、(ア)対象者において、評価基準日(2019年5月24日。以下同じです。)までに、重大な未決事項、訴訟(税務及びその他の法的紛争を含む。)及び／又は偶発債務がないこと、(イ)対象者の属する産業の景気が、一般の研究機関の予測及び分析とおおよそ一致していること、(ウ)対象者の属する産業の関連規範及び政策に重大な変更がないこと、(エ)対象者の存在する市場の政治、法規、財政経済、及び経済全体に重大な変化がないこと、(オ)対象者の存在する市場の課税及び関連規定に重大な変化がないこと、及び、(カ)対象者の存在する市場において、現行の利率及び為替レート水準に重大な変動がないことが、対象者普通株式の価値評価の基本的な仮定として定められています。また、本意見書は、主に公開市場から取得した情報に基づいて作成されたものであり、安誠は、上記の情報について、一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づく照合を行っていないこと(ただし、使用した情報の合理性については評価済みであり、かつ、関連データを正確に使用し、関連法令等を遵守していること)、及び、対象者が現行の経営状況を維持し、産業に重大な変化がなく、かつ公開取引市場における価格に重大な変化がないとの前提のもとで分析を行っており、予期しない何らかの変化が対象者の価値に対して及ぼす影響については考慮していないこと等が記載されています。 (注2) 安誠による対象者普通株式の価値に係る算定手法の詳細は以下のとおりです。 対象者が日本の上場会社であることから、その株式については準拠することのできる市場価格があるため、マーケット・アプローチに属する「市場株価法」を採用し、市場参加者の角度から、「類似公開企業比準法」及び「類似取引比較法」により評価を実施し、また、対象者の評価基準日における経営状況及び対象者の税引前金額が損失であることを考慮し、企業価値対営業収入比(EV/Sales)、企業価値対税金、金利、償却前利益比(EV/EBITDA)、企業価値対税金、金利前利益比(EV/EBIT)及び株価純資産倍率(P/B)を採用して分析を行ったとのことです。また、日本市場における情報通信に関連する事業の過去期間(2011年1月から評価基準日)における公開買付け取引から選別を行い、有効なサンプルにおける各取引平均プレミアムの幅について分析した結果、評価基準日において適用される対象者の買収プレミアムは19%から36%であると結論付けたとのことです。 市場株価法においては、対象者の評価基準日の取引履歴における1株あたりの平均終値により、買収プレミアムも併せて考慮し、対象者の1株当たりの株式価値は、215円から259円の間にありとされています。 類似公開企業比準法においては、対象者の主な営業項目及び主な経営市場に基づき、日本地区における類似した公開企業の価値乗数について選別を行ったとのことであり、これにはEV/Sales、EV/EBITDA、EV/EBIT及びP/Bの株式価値分析の実施が含まれるとのことです。対象者の評価基準日から直近の期間で、公開財務資料を取得できる過去12ヶ月間の財務資料に基づき、上記の各価値乗数を採用し、買収プレミアムの調整も考慮して、株式価値の分析を行った結果、対象者の1株当たりの株式価値は、180円から254円の間にありとされています。
--	--

	類似取引比較法においては、類似取引のEV/Sales、EV/EBITDA、EV/EBIT及びP/B価値乗数による株式価値の分析を行ったとのこと です。対象者の評価基準日から直近の期間で、公開財務資料を取得できる過去12ヶ月間の財務資料に基づき、上記の各価値乗数を採用して分析した結果、対象者の1株当たりの株式価値は、193円から258円の間にありとされております。 以上の市場株価法、類似公開企業比準法及び類似取引比較法の分析結果を総合的に考察した結果、対象者の1株当たりの株式価値は、215円から254円の間にありと結論付けたとのことです。 なお、本公開買付価格240円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2019年5月31日のJASDAQ市場における対象者普通株式の終値180円に対して33.33%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値185円に対して29.73%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値180円に対して33.33%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値184円に対して30.43%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本書提出日の前営業日である2019年6月3日の対象者普通株式のJASDAQ市場における終値173円に対して38.73%のプレミアムを加えた価格となります。
算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) 上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者は、2019年4月1日に、対象者に対して、本取引の実現可能性を検討したい旨の説明を行い、本取引に関する提案書を提出するとともに、本取引の実行の是非について、対象者との間において協議及び交渉を開始いたしました。 その後、2019年4月上旬から同年5月下旬にかけて、公開買付者は、本取引の諸条件についてさらに具体的な検討を進め、対象者との間において、本公開買付けに係る買付け等の価格を含め、本取引の諸条件について複数回にわたって協議及び交渉を行いました。この過程において、公開買付者は、対象者から提供を受けた事業計画を含む、対象者の事業及び財務の状況、対象者普通株式の市場価格の推移、対象者普通株式の取引状況の推移、並びに、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株式の公開買付けの事例(親会社による上場子会社の完全子会社化を前提とした公開買付けの事例、及び、本公開買付けと同様、買付け等を行う者と少数株主との利益相反が生じうると考えられる発行者以外の者による株式の公開買付けの事例(いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の事例))において買付け等の価格に付されたプレミアムの実例を踏まえ、2019年5月16日に、本公開買付価格を215円とする提案を行いました。その後、2019年5月20日には、対象者から公開買付者に対し、事業計画の達成確度、直近株価に対するプレミアムの水準、対象者普通株式の市場株価が上昇傾向にあることを考慮の上、本公開買付価格を再検討するよう要請があったことから、公開買付者は、2019年5月22日に、本公開買付価格を224円とする2回目の提案を行いました。当該2回目の提案後、2019年5月23日に、対象者から公開買付者に対し、対象者の受注高が回復基調にあること、2019年12月期においては家電メーカーからの受注が好調となることが予想されること等を考慮の上、再度本公開買付価格を見直すよう要請があったことから、公開買付者は、2019年5月28日に、本公開買付価格を231円とする3回目の提案を行いました。これに対し、2019年5月28日に、対象者から公開買付者に対し、直近上昇傾向にある対象者普通株式の市場株価に対するプレミアムの水準等を考慮の上、再度本公開買付価格を見直すよう要請がありました。これを受けて、公開買付者は、2019年5月31日に、本公開買付価格を240円とする4回目の提案を行いました。 かかる交渉の結果、2019年6月3日、公開買付者は、本公開買付価格を240円として本公開買付けを行うことを決定いたしました。 (買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置) 公開買付者及び対象者は、対象者が公開買付者の連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当することに鑑み、本公開買付価格である240円の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、それぞれ以下の措置を講じております。なお、以下の記載のうち対象者において実施した措置に関する記述は、対象者から受けた説明及び対象者が公表した情報に基づくものです。

	① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの意見書の取得 公開買付者は、中華民国における法規制に従い、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である安誠から、2019年5月31日(台湾標準時間)付で、本意見書を取得しております。本意見書においては、本意見書に定められた条件及び制約(詳細は上記「算定の基礎」における(注1)をご参照ください。)のもと、2019年5月24日現在において、対象者普通株式の1株当たりの株式価値は、215円から254円の間であり(安誠による対象者普通株式の価値に係る算定方法の詳細は上記「算定の基礎」における(注2)をご参照ください。)、そのため、公開買付者が本公開買付価格を240円とする計画は合理的であるとする旨が記載されております。 ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得 対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者及び公開買付者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルに対し、対象者普通株式の株式価値算定を依頼し、山田コンサルから2019年5月31日に対象者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。また、山田コンサルは、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。 山田コンサルは、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、対象者が、JASDAQ市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、比較可能な類似する上場会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して対象者普通株式の株式価値の算定を行ったとのことです。 上記各手法に基づいて算定された対象者普通株式1株あたりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。 市場株価法 : 180円から185円 類似会社比較法 : 163円から223円 DCF法 : 209円から248円 市場株価法では、本公開買付けの公表日の前営業日である2019年5月31日を算定基準日として、JASDAQ市場における対象者普通株式の基準日終値180円、直近1ヶ月間の終値単純平均値185円、直近3ヶ月間の終値単純平均値180円、直近6ヶ月間の終値単純平均値184円を基に、対象者普通株式の1株あたりの株式価値の範囲を180円から185円までと分析しているとのことです。 類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む類似上場会社として、高千穂交易株式会社、株式会社栄電子及びイノテック株式会社を選定した上で、企業価値に対するEBITDAの倍率とPERを用いて、対象者普通株式価値の範囲を163円から223円までと分析しているとのことです。 DCF法では、対象者が作成した2019年12月期から2021年12月期までの事業計画における収益や投資計画(当該計画期間のうち、2019年12月期における通期計画数値は、公表している対象者連結業績予想から変更はないとのことです。)、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、2019年12月期第2四半期以降に対象者が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を209円から248円までと分析しているとのことです。割引率は6.41%から7.83%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%として算定しているとのことです。山田コンサルがDCF法の算定の前提とした対象者の事業計画の具体的な数値は以下のとおりとのことです。なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込みにおいては大幅な増減益を見込んでいないとのことです。また、DCF法による算定の基礎となる事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、したがって、本取引実行後の各種施策の効果等を考慮していないとのことです。加えて、2019年6月3日に対象者が開示した「連結子会社の異動(株式譲渡)に関する基本合意書締結および特別損失の計上(見込み)に関するお知らせ」に記載のある、対象者の連結子会社L&K INDUSTRIES PHILIPPINES, INC.の株式の譲渡は事業計画には考慮されていないとのことです。山田コンサルはDCF法の算定上、当該株式の譲渡による影響を踏まえて算定をしているとのことです。
--	---

(単位：百万円)

	2019年 12月期 (9ヶ月)	2020年 12月期	2021年 12月期
売上高	10,733	14,500	15,000
営業利益又は 営業損失(△)	182	220	230
E B I T D A	199	237	247
フリー・キャッ シュ・フロー	41	139	139

- ③ 対象者における独立した法律事務所からの助言
対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引に関する対象者取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、対象者及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのこと。なお、同法律事務所は対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのこと。
- ④ 対象者における独立した第三者委員会の設置及び第三者委員会からの答申書の取得
対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引に係る意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、2019年4月11日、対象者社外取締役であり監査等委員である坂本幸雄氏を委員長、対象者及び公開買付者から独立した外部の有識者である高橋明人氏(弁護士、高橋・片山法律事務所所属)及び長谷川臣介氏(公認会計士、長谷川公認会計士事務所)を委員とする第三者委員会を設置し、本取引について、(A)本取引の目的は合理的か(対象者の企業価値向上に資するかを含む。)、(B)本取引の条件(公開買付価格を含む。)の公正性・妥当性が確保されているか、(C)本取引において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、及び、(D)上記(A)から(C)までのほか、本取引が少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、対象者取締役会に意見を述べることにについて諮問することを決定したとのこと。なお、対象者は、当初からこの3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのこと。なお、坂本幸雄氏は、経営者としての豊富な経験と見識を有しており、対象者の事業に関しても深い知見を有していることから、第三者委員及び委員長として適任であると考えているとのこと。また、高橋明人氏及び長谷川臣介氏は、それぞれ弁護士及び公認会計士としての高い専門性を有し、本取引と同種事案における第三者委員会の委員としての豊富な経験を有していることから、委員として適任であると考えているとのこと。
- 第三者委員会は、2019年4月16日から2019年5月31日まで合計で5回開催され、対象者及び公開買付者のアドバイザーから第三者委員会に提供された資料及び情報に基づき、上記(A)乃至(D)の事項を中心に総合的な検討を慎重に行ったとのこと。具体的には、第三者委員会は、対象者から、対象者の事業の概要、対象者の事業計画の内容、対象者の株主の状況、対象者の経営課題、対象者と公開買付者との関係、及び公開買付者による本取引の提案を受けた経緯等について説明を受け、これらに関する質疑応答を行ったとのこと。また、公開買付者からは、公開買付者の概要、本取引を提案するに至った理由及び背景、本取引の目的及び必要性、本取引によって見込まれるシナジー、本取引後に予定している公開買付者を含むライティンググループ及び対象者の事業の展開等について説明を行い、公開買付者と第三者委員会との間で質疑応答を行っております。また、第三者委員会は、対象者及び山田コンサルから、公開買付者と対象者との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき、適時に報告を受けているとのこと。さらに、第三者委員会は、山田コンサルより、対象者普通株式の株式価値の算定に関する説明を受けるとともに、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から本取引において利益相反を軽減又は防止するために取られている措置を含む本取引に関する説明を受け、それぞれ質疑応答を行ったとのこと。

第三者委員会は、以上のような経緯の下、上記諮問事項について慎重に検討・協議した結果、2019年5月31日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書を提出したとのことです。

- (A) 上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者における意思決定の過程及び理由」に記載の本取引の目的及び必要性・背景事情、並びに本公開買付けを経て行われる本取引のメリットについて、対象者の現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体的なものであると考えられること、対象者の属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容とも整合すると考えられること、対象者における将来の競争力強化に向けて現実的なものであると考えられること、対象者と公開買付者との間で、対象者の属する市場環境や将来における動向予想等も踏まえて本取引の必要性及びメリットの検討を行っていると言えること、対象者の今後の事業見通し及び成長見通し並びに本取引後に実施を検討している施策等について、対象者の事業内容及び経営状況を前提とした上で、公開買付者の経営方針をも踏まえたものと言え、いずれも不合理なものとは認められないことから、本取引の目的は合理的であり、対象者の企業価値向上に資するものと考えられる。
- (B) 対象者は、本取引の条件、とりわけ本公開買付価格の公正性・妥当性を確保するために、その検討及び判断に際して、対象者普通株式の株式価値の算定のための独立の第三者算定機関を選任し、当該第三者算定機関から株式価値算定書を取得した上で、当該株式価値算定書を参考としている。当該第三者算定機関作成の株式価値算定書の結論に至る計算過程について、その算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であり、算定の内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられることから、当該第三者算定機関作成の株式価値算定書について、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられる。また、当該株式価値算定書を基礎として対象者においても本取引の必要性及びメリット、対象者の今後の事業への影響といった事情等を全般的に考慮した上で、本公開買付価格の検討を行い、経験豊富なフィナンシャル・アドバイザー(第三者算定機関)を起用し、本公開買付価格を含む本取引全般の条件交渉を実施したと言え、対象者取締役会において最終的に決議を予定している本公開買付価格について、相応のプレミアム(注)が付された価格であると言え、これらの対象者における対応は、本公開買付けを含む本取引の条件とりわけ本公開買付価格の公正性・妥当性を確保し、またこれらに関する対象者の判断及び意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性を有するものと考えられる。さらに、本公開買付け後の状況を踏まえて実施が予定されている所定の手続により最終的に公開買付者のみを対象者の株主とした上で対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続(以下「本完全子会社化手続」といいます。)の条件に関しても、今後特段の事情が無い限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定、決定する予定であり、本完全子会社化手続は、本公開買付けの後、本公開買付けに続く手続として行われることが予定されているものであり、時間的に近接した両手続における取引条件が同一のものとなるようにすることは合理的と考えられることから、本取引の条件(本公開買付けに係る公開買付価格を含む。)の公正性・妥当性が確保されていると考える。

	(C) 対象者は、本取引への対応を検討するに当たり、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付価格の公正性を確保すべく、対象者普通株式の株式価値の算定を、対象者及び公開買付者のいずれからも独立した第三者算定機関である山田コンサルへ依頼した上で、所定の株式価値算定書を取得し、また本取引に関する法的助言を得るべく、対象者及び公開買付者のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任している。本完全子会社化手続を含む本取引は、対象者の支配株主(親会社)である公開買付者が実施するものであることから、状況次第では相対的な利益相反性が生じる可能性もあるところ、対象者においては、上記の体制のもと、本取引についてより慎重に条件の妥当性・公正性を担保する必要がある旨を認識して、対象者から公開買付者に対して協議過程の早い段階から少数株主の利益に十分配慮した取引条件を要請し、その条件の妥当性及び公正性並びに現実性といった事情について、対象者において全般的な検証を重ねた上で、公開買付者との協議を経て本公開買付価格に関して、今般取締役会決議が予定されている価格についての最終的な調整が進められた。最終的に対象者及び公開買付者間で本公開買付価格を含む本取引の条件について合意するに至り、対象者において、当該合意された価格をもって、取締役会で決議を予定している本公開買付価格となった。さらに、いわゆる二段階買収等に関しても、早期かつ詳細な開示及び説明により、対象者株主の適切な判断機会の確保に努めていると言え、利害関係を有する対象者取締役について、対象者における本取引の検討に加わっておらず、今後開催される本取引に関する取締役会の審議及び決議にも参加しない予定であることなど、意思決定過程における恣意性の排除に努めていると言える。なお、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限は特段設定されない予定であるところ、公開買付者である支配株主(親会社)が既に50%に近い対象者普通株式を保有しており、さらに公開買付者において約15%の対象者株式を保有する二社との間で応募契約を締結する予定であることから、相当数の株式を保有する公開買付者が完全子会社化を含む本取引実施の意向を示した以上は、下限を設定することで本公開買付けの成立を困難なものとするにより、かえって少数株主の立場を不安定なものにしてしまうと考えられる。また、本完全子会社化手続の条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じた対象者株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられることから、本取引において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていると考える。 (D) 上記(A)乃至(C)までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、第三者委員会において、本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は現時点において特段見あたらず、従って本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える。あわせて、対象者取締役会が現時点において、本公開買付けに関し賛同の意見を表明すること及び対象者株主に対しては応募を推奨すること並びに対象者取締役会が本取引に関する決議を行うことはいずれも相当であり、かつ対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える。 (注) なお、対象者によれば、第三者委員会における検討にあたっては、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者における意思決定の過程及び理由」に記載の過去の公開買付け事案におけるプレミアムの水準を参照しつつ、検討が行われたとのことである。
--	--

	⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認 対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、山田コンサルから取得した対象者株式価値算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、第三者委員会から提出を受けた本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について、慎重に検討、協議を行ったとのことです。その結果、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2019年6月3日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。 なお、対象者の取締役の陳廣中(Warren Chen)氏は公開買付者のVice Chairman 兼 GCEO並びにSTC及びLOSの取締役を兼務しているため、また、莊遠平(Rex Chuang)氏は公開買付者の光電事業群総経理を兼務しているため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも参加していないとのことです。 ⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置 公開買付者は、公開買付期間として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。 このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。 なお、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておりません。 なお、上記「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本書提出日現在、公開買付者は対象者普通株式6,161,700株(所有割合:49.49%)を既に所有しているため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者としては、本公開買付けにおいては、その公正性を担保するための上記①乃至⑥の措置を通じて、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
6,289,529(株)	— (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定数は、本四半期報告書に記載された2019年3月31日現在の発行済株式数(12,451,300株)から、本四半期決算短信に記載された同日現在において対象者が所有する自己株式数(71株)及び本書提出日現在において公開買付者が所有する株式数(6,161,700株)を控除したものになります。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	62,895
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2019年6月4日現在)(個)(d)	61,617
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年6月4日現在)(個)(g)	22,804
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2018年12月31日現在)(個)(j)	124,507
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j) (%)	50.51
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))) \times 100$ (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年6月4日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))を除きます。))が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。))も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年6月4日現在)(個)(g)」は分子に加算していません。なお、公開買付者は本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認のうえ、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2018年12月31日現在)(個)(j)」は、本四半期報告書に記載された2018年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です(本四半期報告書においては、対象者において2019年12月期第1四半期会計期間末日の株主名簿の記載内容を確認することができないため、2019年3月31日現在の総株主等の議決権の数を記載することができないことから、直前の基準日である2018年12月31日現在の総株主等の議決権が記載されております。)。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(本四半期報告書に記載された2018年12月31日現在の単元未満株式600株から、2018年12月31日現在の対象者の所有する単元未満自己株式71株を控除した529株に係る議決権の数である5個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数(2018年12月31日現在)(個)(j)」を124,512個として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

① 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。(注1)

オンラインサービス(公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス)による応募に関しては、オンラインサービス(<https://hometrade.nomura.co.jp/>)にて公開買付期間末日の15時30分までに手続きを行ってください。なお、オンラインサービスによる応募には、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)におけるオンラインサービスのご利用申込みが必要です。(注2)

- ③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等口座に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続きを完了していただく必要があります。
- ④ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。
- ⑤ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。オンラインサービスにおいては、外国の居住者は応募できません。
- ⑥ 日本の居住者である個人株主の場合、本公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)
- ⑦ 応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑が必要となるほか、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続き等の都度、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー(個人番号)を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー(個人番号)又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

マイナンバー(個人番号)提供時の必要書類

マイナンバー(個人番号)の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、[1] マイナンバー(個人番号)を確認するための書類と、[2] 本人確認書類が必要です。

[1] マイナンバー(個人番号)を確認するための書類

個人番号カード、通知カード、マイナンバー(個人番号)の記載された住民票の写し、マイナンバー(個人番号)の記載された住民票記載事項証明書、のいずれか1点が必要です。

[2] 本人確認書類

マイナンバー(個人番号)を確認するための書類	必要な本人確認書類
個人番号カード	不要
通知カード	[A]のいずれか1点、 又は[B]のうち2点
マイナンバー(個人番号)の記載された 住民票の写し	[A]又は[B]のうち、 「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」 以外の1点
マイナンバー(個人番号)の記載された 住民票記載事項証明書	

[A] 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

旅券(パスポート)、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

[B] 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要

住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

健康保険証(各種)、国民年金手帳(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)、福祉手帳(各種)

- ※ 本人確認書類(原本・コピー)は、以下2点を確認できる必要があります。

①本人確認書類そのものの有効期限 ②申込書に記載された住所・氏名・生年月日

- ※ コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。

- ※ 野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

- ※ 新規口座開設、住所変更等の各種手続きに係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー(個人番号)の提供に必要な書類を兼ねることができます(同じものを2枚以上提出いただく必要はありません。)

・法人の場合

登記簿謄本、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要になります。

- ※ 本人特定事項 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地

- ※ 法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁 法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となります。また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。

・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要になります。

(注2) オンラインサービスのご利用には、お申込みが必要です。オンラインサービスをお申込み後、パスワードがご登録住所に到着するまで約1週間かかりますのでお早めにお手続きください。公開買付期間末日近くである場合は、お取引店からの応募申込みの方がお手続きに時間を要しません。

- ・個人の場合：オンラインサービスのログイン画面より新規申込を受付しております。もしくは、お取引店又はオンラインサービスサポートダイヤルまでご連絡ください。
- ・法人の場合：お取引店までご連絡ください。なお、法人の場合は代理人等のご登録がない法人に限りオンラインサービスによる応募が可能です。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

オンラインサービスで応募された契約の解除は、オンラインサービス(<https://hometrade.nomura.co.jp/>)上の操作又は解除書面の交付もしくは送付により行ってください。オンラインサービス上の操作による場合は当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。なお、お取引店で応募された契約の解除に関しては、オンラインサービス上の操作による解除手続きを行うことはできません。解除書面の交付又は送付による場合は、予め解除書面をお取引店に請求したうえで、公開買付期間末日の15時30分までにお取引店に交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(その他の野村證券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続き終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,509,486,960
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	90,000,000
その他(c)	5,500,000
合計(a)+(b)+(c)	1,604,986,960

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(6,289,529株)に本公開買付価格(240円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	2,314,738
計(a)	2,314,738

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④ 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
—	—
計(d)	—

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

2,314,738千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

2019年7月23日(火曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。)。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

本公開買付けにおいては買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

① 【会社の沿革】

年月	事項
1989年3月	中華民国において、主にカラーCRTモニターの製造を行う企業として、公開買付者(創業当時の商号：源興科技股份有限公司)が資本金110,000千台湾ドルで設立される。
2002年11月	公開買付者を存続会社、台湾光寶電子、旭麗及び致福を消滅会社とする合併を行い、公開買付者が商号を現在の公開買付者の商号である光寶科技股份有限公司(英文名称：LITE-ON TECHNOLOGY CORPORATION)に変更。当該合併に伴い、公開買付者は、当該合併によって、1983年6月に台湾証券交易所(証券取引所)に上場していた台湾光寶電子を承継したことに伴い、台湾光寶電子の証券コード(2301)を引き継いで、台湾証券交易所(証券取引所)の上場会社となる。 当該合併に伴う株式の発行及び消却の結果、公開買付者の資本金が19,094,383千台湾ドルとなる。
2007年10月	公開買付者が携帯電話筐体製造会社であったPerlos Corporationの株式に対する公開買付けを完了し、同社の設立準拠法であるフィンランドの適用法令に従い、同社を完全子会社化。
2008年4月	公開買付者がオプトエレクトロニクス及びグリーンテクノロジー事業に注力するため、デジタルディスプレイビジネスユニットをWistron Corporationに譲渡。
2014年1月	公開買付者が、主要事業戦略として、資産活用、自動化、生産最適化、並びに、より高い生産性及び効率性への合理化されたプロセスの向上に注力しつつ、主要子会社9社をグループ企業として統合し、8つの事業グループを設置すること等からなる「One Lite-ON」プログラムを遂行。
2016年9月	剰余金の資本組入により、公開買付者の資本金が23,508,670千台湾ドルとなる。
2018年8月	公開買付者が、LuxShare Precision Industry Co., Ltd.の創業家の支配下にあるLuxVisions Innovation Ltd.に対し、カメラモジュール事業を売却。

② 【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

1. 工業用ゴム製品製造業
2. 工業用プラスチック製品製造業
3. 機械設備製造業
4. 事務機器製造業
5. 発電・送電・配電機械製造業
6. 電器及び視聴用電子製品製造業
7. 照明設備製造業
8. 有線通信機械器材製造業
9. 無線通信機械器材製造業
10. 電子部品・コンポーネント製造業
11. 電池製造業
12. 電気通信管制用高周波器材製造業
13. パソコン及びその周辺機器製造業
14. データ保存媒体の製造及び複製業
15. その他電機及び電子機械器材製造業
16. 自動車及び自動車部品製造業
17. オートバイ及びオートバイ部品製造業
18. 一般器械製造業
19. 光学器械製造業
20. 医療器材製造業
21. 玩具製造業
22. 金型製造業

23. 電気設備据付業
24. 照明設備据付工事業
25. 室内内装業
26. 金型卸業
27. 医療器材卸業
28. 学習・教育、楽器、健康娯楽用品卸業
29. 建材卸業
30. 機械卸業
31. 電器卸業
32. 精密器械卸業
33. パソコン及び事務機器設備卸業
34. 電気通信器材卸業
35. 電池卸業
36. 自動車卸業
37. オートバイ卸業
38. 自動車・オートバイ部品・装置卸業
39. ITソフトウェア卸業
40. 電子材料卸業
41. 金型小売業
42. 学習・教育、楽器、健康娯楽用品小売業
43. 建材小売業
44. 電器小売業
45. パソコン及び事務機器設備小売業
46. 精密器械小売業
47. 電気通信器材小売業
48. 機械器具小売業
49. 電池小売業
50. 自動車小売業
51. オートバイ小売業
52. 自動車・オートバイ部品小売業
53. ITソフトウェア小売業
54. 電子材料小売業
55. 国際貿易業
56. 電気通信管制用高周波器材輸入業
57. 倉庫業
58. 住宅及びビル開発賃貸業
59. 投資顧問業
60. 管理顧問業
61. ITソフトウェアサービス業
62. 情報処理サービス業
63. 製品設計業
64. 景観・室内設計業
65. 薬品検査業
66. エネルギー技術サービス業
67. 許可業務を除く、法令にて禁止又は制限のない業務

(事業の内容)

コンピューター、家庭用電気器具、車載機器及びLED照明等向けの電子部品の開発、製造及び販売を行っております。

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

(2019年6月4日現在)

資本金の額	発行済株式の総数
23,508,670,320台湾ドル(注)	2,350,867,032株

(注) 2019年6月3日現在の株式会社三菱UFJ銀行が公表した参考為替相場である1台湾ドル=3.43円にて日本円に換算すると、80,634,739,198円となります。

④ 【大株主】

(2018年4月24日現在)

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
Silchester International Investors International Value Equity Trust	中華民国100台北市中正区武昌街一段49号4階 台湾銀行信託部門(中華民国100台北市中正區武昌街一段49號4樓 臺灣銀行信託業務)	101,740,857	4.33
大榮投資股份有限公司	中華民国114台北市内湖区基湖路35巷16号10階 中華民国(114台北市内湖區基湖路35巷16號10樓)	85,402,698	3.63
宋恭源 (Raymond Soong)	中華民国台北市	79,302,560	3.38
Silchester International Investors International Value Equity Group Trust	中華民国100台北市中正区武昌街一段49号4階 台湾銀行信託部門(中華民国100台北市中正區武昌街一段49號4樓 臺灣銀行信託業務)	55,220,953	2.35
CAPITAL SECURITIES NOMINEE LIMITED	中華民国105台北市松山区民生東路三段156号11階(中華民国105台北市松山區民生東路三段156號11樓)	51,584,000	2.20
大松投資股份有限公司	中華民国114台北市内湖区基湖路35巷16号10階(中華民国114台北市内湖區基湖路35巷16號10樓)	47,088,399	2.00
富邦人壽保險股份有限公司	中華民国105台北市松山区敦化南路一段108号14階(中華民国105台北市松山區敦化南路一段108號14樓)	47,000,000	2.00
明興投資股份有限公司	中華民国114台北市内湖区基湖路35巷16号10階(中華民国114台北市内湖區基湖路35巷16號10樓)	46,905,330	2.00
源寶開發投資股份有限公司	中華民国114台北市内湖区基湖路35巷16号10階(中華民国114台北市内湖區基湖路35巷16號10樓)	39,473,599	1.68
Silchester International Investors International Value Equity Taxable Trust	中華民国100台北市中正区武昌街一段49号4階 台湾銀行信託部門(中華民国100台北市中正區武昌街一段49號4樓 臺灣銀行信託業務)	36,446,459	1.55
計	—	590,164,855	25.12

⑤ 【役員の職歴及び所有株式の数】

(2019年6月4日現在)

(2017年6月末日現在)						
役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)	
取締役	Chairman	宋恭源 (Raymond Soong) (注1)	1942年2月4日	1969年3月	Texas Instruments Taiwan Ltd. 主任技師	70,302
				1975年6月	台湾光寶電子 創設時代代表取締役	
				1990年4月	LOS 取締役会長(現任)	
				1992年5月	公開買付者取締役兼 Chairman(現任)	
				1992年12月	LITE-ON Cultural Foundation 創設時代代表 取締役	
				2001年10月	STC 取締役会長(現任)	
取締役	Vice Chairman 兼 GCEO	陳廣中 (Warren Chen) (注2)	1949年12月17日	1992年6月	台湾光寶電子 総経理	7,349
				1993年2月	対象者監査役	
				2006年5月	LITE-ON Group Duputy CEO	
				2006年6月	STC 取締役(現任)	
				2010年9月	LITE-ON Group CEO	
				2010年11月	LOS 取締役(現任)	
				2011年3月	対象者取締役(現任)	
				2012年2月	公開買付者 CEO	
				2013年6月	EPISTAR CORPORATION 社外取締役	
				2013年6月	公開買付者 GCEO(現任)	
				2014年6月	公開買付者 Vice Chairman(現任)	
取締役		盧克修 (Keh-Shew Lu) (注3)	1946年10月12日	1994年1月	Texas Instruments Taiwan Ltd. アジア地 域社長兼上級副社長	—
				2002年8月	LedEngin 会長	
				2002年9月	公開買付者取締役(現任)	
				2007年5月	VArmour Corp. Ltd. 取締役	
取締役		宋明峰 (Tom Soong) (注1)(注3)	1971年6月7日	2000年2月	WI Harper Business Development 副社長	5,420
				2017年10月	公開買付者取締役(現任)	
取締役		林秉祺 (Joseph Lin) (注4)	1976年7月17日	2006年9月	多加投資股份有限公司 CEO	296
				2007年6月	公開買付者取締役(現任)	
取締役		陳忠雄 (CH Chen) (注5)	1943年4月7日	2004年6月	Co-tech Copper Foil Corporation 会長	—
				2004年6月	公開買付者取締役(現任)	
				2010年10月	On-Bright Electronics Incorporated Co., Ltd. 会長	
取締役		李朝福 (David Lee) (注5)	1953年7月12日	1999年11月	Dynacard Co.,Ltd. 代表取締役	46
				2000年9月	LOS CFO	
				2003年6月	公開買付者取締役(現任)	
				2011年7月	ADDtek Corporation 代表取締役	
社外取締役		張孝威 (Harvey Chang)	1951年5月28日	1992年8月	China Securities Investment Trust Corp 会長	—
				1998年1月	TSMC 上級副社長兼CFO	
				2003年7月	Taiwan Mobile 社長兼CEO	
				2007年6月	公開買付者社外取締役(現任)	
社外取締役		楊耀武 (Edward Yang)	1949年10月29日	1999年5月	HP Corporation 副社長兼最高技術責任者	—
				2000年3月	Monte Jade Science and Technology 業務 執行取締役(現任)	
				2007年6月	公開買付者社外取締役(現任)	
社外取締役		薛明玲 (Albert Hsueh)	1955年3月5日	2006年7月	プライスウォーターハウスクーパース台 湾 会長(現任)	—
				2016年6月	公開買付者社外取締役(現任)	
計						83,413

(注1) 宋恭源(Raymond Soong)氏は、宋明峰(Tom Soong)氏の父であります。

(注2) 台湾会社法27条2項の定め(下記注6をご参照ください。以下同じです。)に基づき、公開買付者の法人株主である源泰投資股份有限公司を代表して就任する取締役であります。

(注3) 台湾会社法27条2項の定めに基づき、公開買付者の法人株主である大松投資股份有限公司を代表して就任する取締役であります。

(注4) 台湾会社法27条2項の定めに基づき、公開買付者の法人株主である多加投資股份有限公司を代表して就任する取締役であります。

(注5) 台湾会社法27条2項の定めに基づき、公開買付者の法人株主である源寶開發投資股份有限公司を代表して就任する取締役であります。

(注6) 台湾会社法27条2項では、法人株主の代表者の資格において会社の取締役又は監査役に就任することが認められており、法人株主の代表者が複数存在する場合は、複数名を取締役又は監査役にすることが認められております。

(2) 【経理の状況】

公開買付者の連結財務諸表は、中華民国の証券取引法が定める「証券発行者財務報告作成準則」（証券発行人財務報告編製準則）に準拠して作成されております。公開買付者の2018年12月期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)に係る連結財務諸表は、監査法人による監査を受けております。公開買付者の2019年12月期第1四半期(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日)に係る連結財務諸表は、監査法人による監査を受けておりません。

本項における台湾ドルから日本円への換算は、2018年12月期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)については、2018年12月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行が公表した参考為替相場である1台湾ドル=3.60円を、2019年12月期第1四半期(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日)については、2019年3月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行が公表した参考為替相場である1台湾ドル=3.60円をそれぞれ使用しています。

① 【連結貸借対照表】

2018年12月期

(単位：百万円)

資産

流動資産

現金及び現金同等物	227,827
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	476
償却原価で測定される金融資産	805
契約資産	10,889
受取手形〔純額〕	2,512
売掛債権〔純額〕	163,745
関連当事者に対する売掛債権	324
その他の債権	39,279
関連当事者に対するその他の債権	16
棚卸資産〔純額〕	113,375
その他の流動資産	9,498

流動資産合計

568,746

非流動資産

損益を通じて公正価値で測定される金融資産	400
その他包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	1,399
償却原価で測定される金融資産	1,423
持分法適用会社への投資	17,901
有形固定資産〔純額〕	73,746
投資不動産〔純額〕	4,242
無形資産〔純額〕	21,291
繰延税金資産	15,600
保証金	1,800
その他の非流動資産	3,142

非流動資産合計

140,944

合計

709,690

負債及び資本

流動負債	
短期借入金	108,314
損益を通じて公正価値で測定される金融負債	187
支払手形	66
仕入債務	188,314
関連当事者に対する仕入債務	2,814
その他の債務	105,800
関連当事者に対するその他の債務	60
当期税金負債	17,950
引当金	3,640
前受金	7,053
一年以内返済長期借入金	1
ファイナンスリース債務	5
流動負債合計	434,203
非流動負債	
繰延税金負債	5,779
ファイナンスリース債務〔一年以内返済純額〕	1
確定給付債務	580
差入保証金	284
非流動負債合計	6,644
負債合計	440,848
親会社株主に帰属する資本	
株式資本	
普通株式	84,631
資本剰余金	
額面超過株式払込剰余金	12,499
転換社債	26,864
自己株式取引	1,720
子会社に対する持分比率の異動により調整されている対価及び帳簿価額の差額	170
持分法適用会社への投資による資本剰余金の変動	977
合併	36,055
資本剰余金合計	78,284
利益剰余金	
法定準備金	43,380
特別積立金	9,741
未処分利益	56,841
利益剰余金合計	109,962
その他の資本	
在外営業活動体の為替換算差額	(10,008)
その他包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の未実現損失	(1,618)
キャッシュフローヘッジに係る金融商品の利益	10
その他の資本合計	(11,616)
自己株式	(4,495)
親会社株主に帰属する資本合計	256,766
非支配持分	12,077
資本合計	268,842
合計	709,690

2019年12月期第1四半期

(単位：百万円)

資産

流動資産	
現金及び現金同等物	224,787
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	819
償却原価で測定される金融資産	616
契約資産	10,760
受取手形〔純額〕	681
売掛債権〔純額〕	127,981
関連当事者に対する売掛債権	300
その他の債権	37,587
関連当事者に対するその他の債権	20
棚卸資産〔純額〕	95,588
その他の流動資産	9,316
流動資産合計	508,456
非流動資産	
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	400
その他包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	2,212
償却原価で測定される金融資産	1,160
持分法適用会社への投資	18,217
有形固定資産〔純額〕	76,021
使用権資産	6,823
投資不動産〔純額〕	4,312
無形資産〔純額〕	21,638
繰延税金資産	14,768
保証金	1,768
その他の非流動資産	539
非流動資産合計	147,856
合計	656,311

負債及び資本

流動負債	
短期借入金	89,130
損益を通じて公正価値で測定される金融負債	95
支払手形	95
仕入債務	149,495
関連当事者に対する仕入債務	2,139
その他の債務	94,906
関連当事者に対するその他の債務	48
当期税金負債	18,592
引当金	3,740
リース負債	1,278
前受金	8,142
流動負債合計	367,661
非流動負債	
繰延税金負債	5,817
リース負債	3,015
確定給付債務	630
差入保証金	329
非流動負債合計	9,791
負債合計	377,452
親会社株主に帰属する資本	
株式資本	
普通株式	84,631
資本剰余金	
額面超過株式払込剰余金	12,499
転換社債	26,864
自己株式取引	1,720
子会社に対する持分比率について認識された変動	170
持分法適用会社への投資資本の変動	976
合併	36,055
資本剰余金合計	78,282
利益剰余金	
法定準備金	43,380
特別積立金	9,741
未処分利益	62,076
利益剰余金合計	115,197
その他の資本	
在外営業活動体の為替換算差額	(6,121)
その他包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の未実現損失	(807)
キャッシュフローヘッジの相殺による収益	10
その他の資本合計	(6,918)
自己株式	(4,495)
親会社株主に帰属する資本合計	266,697
非支配持分	12,162
資本合計	278,859
合計	656,311

② 【連結損益計算書】

2018年12月期

(単位：百万円)

営業収益	
売上高	761,005
減額項目：売上値引	11,169
売上戻り高	4,244
営業収益合計	745,593
売上原価	648,025
売上総利益	97,568
営業費用	
販売費	25,505
一般管理費	22,018
研究開発費	22,854
予想信用損失	241
営業費用合計	70,619
営業利益	26,949
営業外収益及び営業外費用	
関連会社に対する持分	644
受取利息	6,156
配当収入	142
その他の収益	18,954
投資の処分による純利益	312
為替差益(差損)	(1,792)
損益を通じて公正価値で測定される金融資産の利益(損失)	4,818
金融費用	(3,151)
その他の費用	(1,369)
有形固定資産除却損	(72)
無形資産除却損	(0)
減損損失	(12,768)
営業外収益及び営業外費用合計	11,874
税引前利益	38,823
税金費用	(10,141)
当期純利益	28,682
その他の包括利益(損失)	
純損益に振り替えられることのない項目：	
確定給付負債(資産)の再測定	11
その他包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品の未実現利益(損失)	(388)
持分法適用会社におけるその他の包括利益	(6)
損益に振り替えられることのない項目に係る法人所得税利益	(16)
	(368)
純損益に振り替えられる可能性のある項目：	
在外営業活動体の為替換算差額	(1,329)
持分法適用会社のその他の包括損失	(174)
損益に振り替えられる可能性のある項目に係る法人所得税利益	616
	(887)
その他の当期包括損失〔法人所得税純額〕	(1,255)
当期包括利益合計	(27,427)
以下に帰属する純利益：	
親会社株主	28,645
非支配持分	37
	28,682
以下に帰属する包括利益合計：	
親会社株主	27,369
非支配持分	57
	27,427
1株当たり当期純利益〔単位：円〕	
継続事業による〔1株当たり当期純利益〕	
通常	12.31
潜在株式調整後	12.17

2019年12月期第1四半期

(単位：百万円)

営業収益	
売上高	150,729
減額項目：売上値引	1,743
売上戻り高	763
営業収益合計	148,223
売上原価	128,759
売上総利益	19,463
営業費用	
販売費	5,478
一般管理費	4,696
研究開発費	5,158
予想信用損失(利益)	(26)
営業費用合計	15,306
営業利益	4,157
営業外収益及び営業外費用	
持分法適用会社の損失	(15)
受取利息	1,680
その他の収益	1,378
為替差益(差損)	(379)
損益を通じて公正価値で測定される金融資産の利益(損失)	1,190
金融費用	(783)
その他の費用	(246)
有形固定資産除却損	(10)
営業外収益及び営業外費用合計	2,816
税引前利益	6,973
税金費用	(1,673)
四半期純利益	5,300
その他の包括利益	
純損益に振り替えられることのない項目：	
その他包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品の未実現利益(損失)	812
	812
純損益に振り替えられる可能性のある項目：	
在外営業活動体の為替換算差額	4,588
持分法適用会社のその他の包括損失	375
損益に振り替えられる可能性のある項目に係る法人所得税利益	(968)
	3,995
その他の四半期包括損失〔法人所得税純額〕	4,806
四半期包括利益合計	10,106
以下に帰属する純利益：	
親会社株主	5,273
非支配持分	26
	5,300
以下に帰属する包括利益合計：	
親会社株主	9,972
非支配持分	134
	10,106
1株当たり四半期純利益〔単位：円〕	
通常	2.27
潜在株式調整後	2.27

③ 【連結株主資本変動計算書】

2018年12月期

(単位：百万円)

	親会社株主に帰属する資本								合併	合計
	資本金		資本剰余金							
	株数 (千株)	金額	額面超過 株式払込 剰余金	転換 社債	自己 株式 取引	子会社に 対する 持分比率 の異動 により調整 されている 対価及び 帳簿価額の 差額	持分法 適用会社 に対する 投資による 資本剰余金 の変動			
調整後の 2018年1月1日時点の 残高	2,530,867	84,631	33,741	26,864	1,441	176	996	36,055	99,273	
2017年度収益の処分										
法定準備金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別積立金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
現金配当金 - 4.1%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
資本剰余金からの 現金配当	-	-	(21,242)	-	-	-	-	-	(21,242)	
非支配持分の変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
子会社に対する 持分比率の変動	-	-	-	-	-	(7)	-	-	(7)	
持分法適用会社 に対する投資による 資本剰余金の変動	-	-	-	-	-	-	(19)	-	(19)	
子会社に支払われる 親会社の現金配当に よる資本剰余金の変動	-	-	-	-	279	-	-	-	279	
その他包括利益を 通じて公正価値で 測定するものとして 指定した資本性金融 商品の処分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
持分法適用会社への 投資の処分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2018年12月期における 純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2018年12月期における その他の包括利益(損失) 〔法人所得税純額〕	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2018年12月期における 包括利益(損失)合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2018年12月31日時点の 残高	2,530,867	84,631	12,499	26,864	1,720	170	977	36,055	78,284	

	親会社株主に帰属する資本											
	利益剰余金				その他の資本							
	法定 準備金	特別 積立金	未処分 利益	合計	在外営業 活動体の 為替換算 差額	その他 包括利益を 通じて 公正価値で 測定する ものとして 指定した 資本性 金融資産の 未実現利益 (損失)	売却可能 金融資産 の未実現 利益 (損失)	キャッシュ フロー ヘッジ	合計	自己 株式	非支配 持分	資本 合計
調整後の 2018年1月1日時点の 残高	42,433	4,820	37,345	84,598	(9,104)	(1,074)	-	12	(10,166)	(4,495)	11,721	265,563
2017年度収益の処分							-					
法定準備金	947	-	(947)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別積立金	-	4,921	(4,921)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
現金配当金 - 4.1%	-	-	(3,470)	(3,470)	-	-	-	-	-	-	-	(3,470)
資本剰余金からの 現金配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(21,242)
非支配持分の変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	298	298
子会社に対する 持分比率の変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(7)
持分法適用会社に 対する投資による 資本剰余金の変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(19)
子会社に支払われる 親会社の現金配当に よる資本剰余金の変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	279
その他包括利益を 通じて公正価値で 測定するものとして 指定した資本性金融 商品の処分	-	-	155	155	-	(155)	-	-	(155)	-	-	-
持分法適用会社への 投資の処分	-	-	-	-	15	-	-	-	15	-	-	15
2018年12月期における 純利益	-	-	28,645	28,645	-	-	-	-	-	-	37	28,682
2018年12月期における その他の包括利益(損失) 〔法人所得税純額〕	-	-	34	34	(918)	(389)	-	(2)	(1,309)	-	20	(1,255)
2018年12月期における 包括利益(損失)合計	-	-	28,679	28,679	(918)	(389)	-	(2)	(1,309)	-	57	27,427
2018年12月31日時点の 残高	43,380	9,741	56,841	109,962	(10,008)	(1,618)	-	10	(11,616)	(4,495)	12,077	268,842

2019年12月期第1四半期

(単位：百万円)

	親会社株主に帰属する資本								
	資本金			資本剰余金					
	株数 (千株)	金額	額面超過 株式払込 剰余金	転換 社債	自己 株式 取引	子会社 に対する 持分比率 について 認識された 変動	持分法 適用会社 に対する 投資資本 の変動	合併	合計
2019年1月1日時点の 残高	2,530,867	84,631	12,499	26,864	1,720	170	977	36,055	78,284
遡及適用の影響									
調整後の 2019年1月1日時点の 残高	2,530,867	84,631	12,499	26,864	1,720	170	977	36,055	78,284
非支配持分の変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-
持分法適用会社及び 合弁会社への投資に よる資本剰余金の変動	-	-	-	-	-	-	(1)	-	(1)
子会社に対する 持分比率の変動	-	-	-	-	-	(0)	-	-	(0)
2019年12月期 第1四半期 における純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2019年12月期 第1四半期における その他の包括利益 〔法人所得税純額〕	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2019年12月期 第1四半期における 包括利益合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2019年3月31日時点の 残高	2,530,867	84,631	12,499	26,864	1,720	170	976	36,055	78,282

	親会社株主に帰属する資本											
	利益剰余金				その他の資本							
	法定 準備金	特別 積立金	未処分 利益	合計	在外営業 活動体の 為替換算 差額	その他 包括利益を 通じて 公正価値で 測定する ものとして 指定した 資本性 金融資産の 未実現利益 (損失)	売却可能 金融資産 の未実現 利益 (損失)	キャッシュ フロー ヘッジ	合計	自己 株式	非支配 持分	資本 合計
2019年1月1日時点の 残高	43,380	9,741	56,841	109,962	(10,008)	(1,618)	-	10	(11,616)	(4,495)	12,077	268,842
遡及適用の影響			(39)	(39)							(35)	(74)
調整後の 2019年1月1日時点の 残高	43,380	9,741	56,802	109,923	(10,008)	(1,618)		10	(11,616)	(4,495)	12,042	268,768
非支配持分の変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(14)	(14)
持分法適用会社及び 合弁会社への投資に よる資本剰余金の変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(1)
子会社に対する 持分比率の変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(0)
2019年12月期 第1四半期 における純利益	-	-	5,273	5,273	-	-	-	-	-	-	26	5,300
2019年12月期 第1四半期における その他の包括利益 〔法人所得税純額〕	-	-	-	-	3,887	811	-	-	4,698	-	108	4,806
2019年12月期 第1四半期における 包括利益合計	-	-	5,273	5,273	3,887	811	-	-	4,698	-	134	10,106
2019年3月31日時点の 残高	43,380	9,741	62,076	115,197	(6,121)	(807)	-	10	(6,918)	(4,495)	12,162	278,859

④ 【連結キャッシュフロー計算書】

2018年12月期

(単位：百万円)

営業活動によるキャッシュフロー

税引前当期利益	38,823
調整項目：	
減価償却費	16,914
償却費	1,103
予想信用損失	241
損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産の公正価値に係る純利益	(4,818)
金融費用	3,151
受取利息	(6,156)
配当収入	(142)
持分法適用会社の利益	(644)
有形固定資産除却損	72
無形資産除却損	0
売却目的で保有する非流動資産の処分による純利益	(586)
持分法適用会社への投資の処分による純利益	(312)
非金融資産について認識される減損損失	13,498
未実現為替差損(差益)	945
引当金の認識	1,547
営業資産及び営業負債の変動	
損益を通じて公正価値で測定することが義務付けられる金融資産	4,430
契約資産	(10,922)
受取手形	(1,511)
売掛債権	31,792
関連当事者に対する売掛債権	(39)
その他の債権	(35,283)
関連当事者に対するその他の債権	(6)
棚卸資産	(12,985)
その他の流動資産	2,506
支払手形	(74)
仕入債務	(16,760)
関連当事者に対する仕入債務	(80)
その他の債務	27,758
関連当事者に対するその他の債務	(12)
引当金	(1,029)
前払金	(338)
確定給付純負債	(227)
営業活動によるキャッシュ	50,856
受取利息	5,986
受取配当	142
支払利息	(3,069)
法人所得税支払額	(5,374)
営業活動からのネットキャッシュ	48,541

投資活動によるキャッシュフロー

その他包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の取得	(212)
その他包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分による収入	636
償却原価で測定する金融資産の処分による収入	3,126
持分法適用会社への投資の処分による収入	10
子会社の処分によって得た現金	20
売却目的で保有する非流動資産の処分による収入	2,370
有形固定資産の取得による支出	(20,327)
有形固定資産の処分による収入	12,402
保証金の減少（増加）による収入	507
無形資産の取得による支出	(599)
無形資産の処分による収入	1,506
その他の非流動資産の増加に伴う支出	(289)
関連会社からの受取配当収入	366
投資活動に用いられたネットキャッシュ	(484)

財務活動によるキャッシュフロー

短期借入金の返済による支出	(1,714)
長期借入金の返済による支出	(60)
差入保証金の受取還付金	(5)
ファイナンスリース債務の返済による支出	(6)
配当金の支払額	(24,434)
非支配持分の変動	(110)
財務活動に用いられたネットキャッシュ	(26,328)

外貨建現金及び現金同等物の残高の為替変動による影響額

現金及び現金同等物の純増加(減少額)	19,805
期首における現金及び現金同等物	208,022
期末における現金及び現金同等物	227,827

2019年12月期第1四半期

(単位：百万円)

営業活動によるキャッシュフロー

税引前当期利益	6,973
調整項目：	
減価償却費	3,829
償却費	204
予想信用損失(利益)	(26)
損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産の公正価値に係る純利益(純損失)	(1,190)
金融費用	783
受取利息	(1,680)
持分法適用会社の利益	15
有形固定資産除却損	10
非金融資産について認識される減損損失	380
未実現為替差損	(550)
引当金の認識	326
営業資産及び営業負債の変動	
損益を通じて公正価値で測定することが義務付けられる金融資産	758
契約資産	259
受取手形	1,861
売掛債権	35,985
関連当事者に対する売掛債権	24
その他の債権	2,024
関連当事者に対するその他の債権	(4)
棚卸資産	18,606
その他の流動資産	320
支払手形	29
仕入債務	(40,183)
関連当事者に対する仕入債務	(675)
その他の債務	(10,227)
関連当事者に対するその他の債務	(12)
引当金	(231)
前払金	1,036
確定給付純負債	52
営業活動によるキャッシュ	18,694
受取利息	1,510
支払利息	(863)
法人所得税支払額	(1,172)
営業活動からのネットキャッシュ	18,169

投資活動によるキャッシュフロー

償却原価で測定する金融資産の購入	(541)
償却原価で測定する金融資産の処分による収入	998
売却目的で保有する非流動資産の処分による収入	1,526
有形固定資産の購入による支出	(5,959)
有形固定資産の処分による収入	6
保証金の減少による収入	47
無形資産の購入	(524)
無形資産の処分による収入	3
その他の非流動資産の減少	42
投資活動に用いられたネットキャッシュ	(4,402)

財務活動によるキャッシュフロー	
短期借入金の返済による支出	(19,479)
長期借入金の返済による支出	(1)
差入保証金の受取還付金	40
リース負債の元本返済による支出	(283)
財務活動に用いられた(財務活動により生じた)ネットキャッシュ	(19,723)
外貨建現金及び現金同等物の残高の為替変動による影響額	2,915
現金及び現金同等物の純増加(減少額)	(3,040)
四半期期首における現金及び現金同等物	227,827
四半期期末における現金及び現金同等物	224,787

【重要な注記事項】

2018年12月期

1. 重要な会計方針の概要

a. 準拠表明

本財務諸表は、証券発行者財務報告作成準則に準拠して作成されています。

b. 作成の基礎

本財務諸表は、公正価値で測定される金融商品及び退職給付債務の現在価値から年金資産の公正価値を控除した額で測定される退職給付に係る負債を除き、取得原価を基礎として作成されています。

公正価値測定は、公正価値測定のためのインプット(数値)の観察可能性及び公正価値測定における当該インプットの重要性に基づき、以下のとおり、レベル1から3に分類されています。

- 1) レベル1のインプットは、同一の資産又は負債に関する活発な市場における(無調整の)相場価格です。
- 2) レベル2のインプットは、直接的(すなわち価格)又は間接的(すなわち価格から算出される金額)かを問わず、資産又は負債に関して観察可能である、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットです。
- 3) レベル3のインプットは、資産又は負債に関する観察不能なインプットです。

c. 資産及び負債の流動・非流動区分

流動資産には以下が含まれています。

- 1) 主に売買目的で保有する資産
- 2) 当報告期間終了後12ヶ月以内に現金化される予定の資産
- 3) 現金及び現金同等物(ただし、当報告期間終了後12ヶ月以上、負債を決済するための交換又は使用が制限される現金及び現金同等物を除きます。)

流動負債には以下が含まれています。

- 1) 主に売買目的で保有する負債
- 2) 当報告期間終了後12ヶ月以内に決済される予定の負債(たとえ、当報告期間終了後から本財務諸表発行が認可されるまでに、長期ベースでの借り換え又は返済条件の変更を行う契約が完了した場合でも)
- 3) 当報告期間終了後12ヶ月以上決済を延期できる無条件の権利が当グループ(本注記において、LITE-ON TECHNOLOGY CORPORATION及びその子会社をいいます。)に付されていない負債。カウンターパーティーのオプションにより資本性金融商品が発行されることで負債を決済できるといった負債に関する条件は、当該区分に影響を及ぼしません。

流動に区分されない資産及び負債は、非流動に区分されます。

d. 連結の基礎

本連結財務諸表は、LITE-ON TECHNOLOGY CORPORATION(本注記において、以下「親会社」といいます。)の財務諸表と親会社が支配する事業体の財務諸表を連結させたものです。当期中に取得又は売却された子会社の損益については、必要に応じて、取得の効力発生日から売却の効力発生日までの損益が、連結損益及びその他包括利益計算書に含まれています。必要があれば、子会社の会計方針を親会社が採用する会計方針に一致させるため、子会社の財務諸表に対して調整が行われます。すべてのグループ内取引、残高、損益は連結時に完全に消去されます。子会社の包括利益合計は、たとえば非支配持分が負の残高を有する結果になったとしても、親会社の所有者及び非支配持分に帰属します。

子会社に対する当グループの所有持分の変動は、それが当グループの子会社に対する支配を解消させるものではない場合、資本取引として会計処理されます。当グループの持分及び非支配持分の帳簿価額は、子会社に対する相対的な持分の変動を反映させるために調整されます。非支配持分の調整により算出された金額と支払対価又は受取対価の公正価値との差額は、資本に直接認識され、親会社の所有者に帰属します。

当グループが子会社の支配を解消した場合の損益は、損益に認識され、(i)受取対価の公正価値の総額と支配解消日現在の公正価値で測定する以前の子会社に対する残存投資との差額、及び(ii)資産(あらゆるのれんを含みます。)及び負債と支配解消日現在の帳簿価額で測定された以前の子会社の非支配持分との差額として算出されます。当グループは、当該子会社に関してその他の包括利益に認識されるすべての金額について、当グループが関連資産又は負債を直接売却する場合に要求される基準と同一の基準で会計処理を行います。

2018年度より前は、支配解消日現在の以前の子会社に対する残存投資の公正価値は、売却可能金融資産／損益を通じて公正価値で測定される(以下「FVTPL」といいます。)金融資産の当初認識時の公正価値、又は(適用可能な場合)関連会社もしくは合併会社に対する投資の当初認識時の取得原価であるとみなされます。2018年度以降は、支配解消日現在の以前の子会社に対する残存投資の公正価値は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される(以下「FVTOCI」といいます。)金融資産／FVTPL金融資産の当初認識時の公正価値、又は(適用可能な場合)関連会社もしくは合併会社に対する投資の当初認識時の取得原価であるとみなされます。

e. 企業結合

企業の取得は、取得法を用いて会計処理されています。取得関連費用は、通常、発生時に損益に認識されます。

のれんは、譲渡対価、被取得企業に対する非支配持分の金額及び取得企業が以前保有していた被取得企業に対する資本持分の公正価値の合計が識別可能な取得資産及び引受負債の取得日現在の純額を超過する部分として測定されます。

企業結合が段階的に達成される場合、当グループが以前保有していた被取得企業に対する資本持分は、取得日現在の公正価値に対して再測定が行われ、その結果生じた損益は純損益又はその他の包括利益に認識されます。取得日より前に被取得企業に対する持分から生じる金額のうち、これまでその他の包括利益に認識されてきた金額は、当グループが当該持分を直接売却する場合に要求される基準と同一の基準で認識されます。

共通支配下にある事業体に関する企業結合は、取得法を用いずに、当該事業体の帳簿価額で会計処理が行われます。本連結財務諸表における前期の比較情報は、あたかも、共通支配下にある事業体に関する企業結合が当該期間に既に発生したかのごとく修正再表示されます。

f. 外貨換算

当グループの財務諸表を作成する際、当グループの機能通貨以外の通貨(外貨)での取引は、取引日現在の為替レートで認識されます。

期末日における外貨建て貨幣項目は、当該日現在のレートで再換算されています。決済又は換算に起因する貨幣項目に係る為替差額は、当期の損益に認識されます。

公正価値で測定される外貨建ての非貨幣項目は、公正価値算定日現在のレートで再換算されます。非貨幣項目の再換算に伴い発生した為替差額は当期の損益に含まれます。ただし、その他の包括利益に損益が直接認識される非貨幣項目の再換算に起因する為替差額は当期の損益に含まれません(この場合、為替差額も、その他の包括利益に直接認識されます。)。取得原価で測定される外貨建ての非貨幣項目は再換算されません。

財務諸表の表示上、当グループの在外営業活動体(その他の国における子会社及び関連会社、又は当グループと異なる通貨を使用している子会社及び関連会社を含みます。)の資産及び負債は、期末日における為替レートを用いてニュー台湾ドルに換算されます。損益項目は、当期の平均為替レートで換算されます。発生した為替差額はその他の包括利益に認識されます。

在外営業活動体の売却(すなわち、当グループの在外営業活動体に対するすべての持分の売却、又は在外営業活動体を含む子会社に対する支配の解消を伴う売却、又は留保持分が金融資産となる在外営業活動体を含む関連会社に対する持分の部分的売却)時に、当該営業活動体に関して資本に累積したすべての為替差額が損益に再分類されます。

外国子会社の部分的売却について、それが当グループの子会社に対する支配を解消させるものではない場合、累積為替差額の持分割合は資本取引の計算に含まれますが、損益には認識されません。その他のすべての部分的売却について、その他の包括利益に認識された累積為替差額の持分割合は損益に再分類されます。

在外営業活動体の取得に伴い発生した識別可能な取得資産及び負債に係るのれん及び公正価値調整額は、在外営業活動体の資産及び負債として扱われ、期末日における為替レートで換算されます。発生した為替差額はその他の包括利益に認識されます。

g. 棚卸資産

棚卸資産は、原材料、仕掛品、完成品、商品、及び輸送中の棚卸資産で構成されています。棚卸資産は、低価法又は正味実現可能価額で表記されています。棚卸評価減は、類似項目又は関連項目をグループ化することが適切と思われる場合を除き、項目毎に行われます。正味実現可能価額は、棚卸資産の推定販売価格から全ての推定完成品原価と販売に必要なコストを差し引いた金額です。棚卸資産は加重平均された原価で計上されています。

h. 持分法を用いて会計処理された投資

関連会社は、当グループが重要な影響力を有する事業体であり、子会社ではありません。重要な影響力とは、投資先の財務上及び事業方針上の意思決定に参加する権限を意味しますが、こうした方針に対して支配又は共同支配する権限を指すものではありません。当グループは、関連会社及び合弁会社に対する投資について持分法を用いて会計処理しています。

持分法では、投資は当初は取得原価によって計上され、帳簿価額は取得日以降の子会社の損益及びその他の包括利益の当グループの持分を計上して増減します。さらに、当グループは、子会社のその他の資本の変動に対する当グループの持分も計上します。

取得日時点における関連会社の識別可能な資産及び負債の正味公正価値に対する当グループの持分を取得原価が上回る部分は、のれんとして認識されます。のれんは投資の帳簿価額に含まれ、償却はされません。識別可能な資産及び負債の正味公正価値に対する当グループの持分が取得原価を上回る部分は、再評価後において、損益に直接計上されます。

当社が関連会社の追加新株を、現状の保有比率と異なる比率で引き受ける場合、その結果としての投資簿価は、当グループの当該関連会社に対する比例持分による金額とは異なります。当グループは、こうした差異を投資に対する調整として計上し、対応する金額は資本剰余金に対して減算又は加算されます。関連会社及び合弁会社に対する投資による資本剰余金の変動は、持分法を用いて会計処理されています。当グループの保有持分が関連会社の新株追加引受によって減少した場合、当該関連会社に関連して過去にその他の包括利益に計上された損益の比例金額は、投資先が関連する資産又は負債を直接処分した場合に必要なはずである同様のベースで損益に再分類されます。調整を資本剰余金から差し引く必要があるが、持分法を用いて会計処理された投資によって計上された資本剰余金が不十分であれば、不足分は利益剰余金から差し引かれます。

当グループは、投資について、その帳簿価額を投資対象会社の財務諸表全体に基づき評価される推定回収可能額と比較することによって減損評価します。減損損失は、帳簿価額が回収可能額を上回った場合に計上されます。その後、投資の回収可能額が増加した場合、当グループは減損損失を戻入計上します。戻入後の帳簿価額は、過年度において認識された減損損失がなかったと仮定した場合の帳簿価額(償却費又は減価償却費控除後)を上回ることはありません。

当グループは、投資先が関連会社ではなくなった日から、持分法の適用を中止します。留保されている投資は、その日時点の公正価値によって測定され、かかる公正価値が当該投資の金融資産としての当初認識時の公正価値と見なされます。留保持分に起因する関連会社の以前の帳簿価額と公正価値の差異は、当該関連会社の処分に関する損益の決定に含まれます。当グループは、当該関連会社に関連してその他の包括利益に計上されていた総額を、当該関連会社が関連する資産又は負債を直接処分した場合に必要なはずである同様のベースで会計処理します。関連会社に対する投資が合弁会社に対する投資になった場合、又は合弁会社に対する投資が関連会社に対する投資になった場合、当グループは持分法の適用を継続し、留保持分の再測定は実施しません。

当グループの関連会社及び合弁会社の損失に対する持分が、当該関連会社に対する持分と一致するか又は上回る場合、当グループはさらなる損失に対する持分を認識することを中止します。追加損失及び負債は、当グループが法的債務、若しくは推定的債務を引き受けたか、又は当該関連会社若しくは合弁会社の代理として支払を行った範囲で計上されます。

グループ企業がその関連会社と取引を行う際、当該関連会社との取引から発生する損益は、当グループに関連しない関連会社に対する持分の範囲に限り、当グループの連結財務諸表に計上されます。

i. 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを適用し、減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上されています。

生産、供給、又は管理目的による建設の過程にある不動産は、取得原価から認識された減損損失を控除した金額で計上されています。取得原価には、専門家報酬、及び資産化対象の借入コストが含まれます。かかる不動産は、完成し意図された使用の準備が整った時点から減価償却され、有形固定資産の適切な区分に分類されます。

有形固定資産(ファイナンス・リース対象資産を含む)の減価償却費は、定額法を用いて計上されます。それぞれの重要な部分は、個別に減価償却されます。リース期間が資産の耐用年数より短い場合、当該資産はリース期間にわたって減価償却されます。推定耐用年数、残存価額、及び減価償却方法は、各報告期間末に見直され、推定に変更がある場合の影響は将来の期間において会計処理されます。

j. 投資不動産

投資不動産は、賃貸料を得るため、及び／又は資本増価を期待して保有する不動産です。投資不動産は、当初は取引コストを含む原価で測定されます。当初の認識後、投資不動産は原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定されます。減価償却費は定額法を用いて計上されます。投資不動産の認識中止において、正味処分受取金と資産の帳簿価額の差異は損益に含まれます。

k. のれん

事業取得によって発生するのれんは、取得日に確定される原価から減損損失累計額を控除した金額で計上されます。

減損の判定の目的で、のれんは結合の相乗効果から利益を得ることが期待される、当社の各現金生成単位又は現金生成単位のグループ(現金生成単位とします)に配賦されます。

のれんが配賦された現金生成単位は、毎年、又は当該単位に減損の兆候がある場合にはそれ以上の頻度で、減損の判定を受けます。かかる判定は、帰属するのれんを含む帳簿価額を回収可能額と比較することによって行われます。ただし、現金生成単位に配賦されたのれんが当年度に取得されたものである場合、当該単位は当年度末までに減損の判定を受けなければなりません。現金生成単位の回収可能額が帳簿価額を下回る場合、減損損失はまず当該単位に配賦されたのれんの帳簿価額を減じるように配賦され、次に当該単位内の各資産の帳簿価額に基づき、当該単位のその他の資産に比例配賦されます。全ての減損損失は損益に直接計上されます。のれんに対して計上された減損損失は、その後の期間に戻入されることはありません。

のれんが現金生成単位に配賦され、事業体が当該単位の中の事業を処分した場合、処分された事業に関連するのれんは、処分に関する損益を算定する際に当該事業の帳簿価額に含まれます。

1. 無形資産

1) 個別に取得された無形資産

耐用年数が有限であり個別に取得された無形資産は、取得原価で測定され、その後、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定されます。償却費は定額法によって計上されます。推定耐用年数、残存価額、及び償却方法は、各報告期間末に見直され、推定に変更がある場合の影響は将来の期間において会計処理されます。耐用年数が無限であり個別に取得された無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定されます。

2) 企業結合によって取得された無形資産

企業結合によって取得され、のれんと分離して認識された無形資産は、当初、取得日における公正価値によって認識されます。当初の認識後は、個別に取得された無形資産と同様のベースで測定されます。

3) 無形資産の認識中止

無形資産の認識中止に当たって、正味処分受取金と当該資産の帳簿価額の差異は損益として計上されます。

iii. のれん以外の有形資産及び無形資産の減損

各報告期間末において、当グループは、のれんを除く有形資産及び無形資産について減損損失の兆候の有無を確認するために、それらの資産の帳簿価額を見直します。何らかの兆候が存在する場合、減損損失の程度を判定するために、当該資産の回収可能額を推定します。個々の資産の回収可能額を推定することが不可能である場合、当グループは、当該資産が帰属する現金生成単位の回収可能額を推定します。会社資産は、合理的且つ一貫性のある配賦根拠に基づき、個々の現金生成単位に配賦されます。

耐用年数が確定できない無形資産、及びまだ使用できない無形資産は、少なくとも毎年、及び資産が減損された兆候がある場合に必ず、減損の判定を行います。

回収可能額は、公正価値から売却コストを控除した金額か、使用価値のいずれか高い方の金額となります。資産又は現金生成単位の回収可能額が帳簿価額を下回ると推定される場合、当該資産又は現金生成単位の帳簿価額は、その回収可能額まで引き下げられます。減損損失は損益として計上されます。

その後減損損失が戻入される場合、資産又は現金生成単位の帳簿価額は、修正された回収可能額まで引き上げられますが、ただし、それは過年度に当該資産又は現金生成単位において減損損失が認識されていなかったとした場合の帳簿価額を限度とします。減損損失の戻入は、損益として計上されます。

iv. 売却目的保有の非流動資産

非流動資産(又は処分グループ)は、それらの帳簿価額が継続的使用を通してではなく、主に売却取引を通して回収される場合には、売却目的保有として分類されます。この条件は、売却の可能性が高く、当該非流動資産(又は処分グループ)が現状のままで直ちに売却可能である場合にのみ満たされたものと見なされます。売却の可能性が高いという基準を満たすためには、適切なレベルの管理が売却に適用されなければならない、分類日から1年以内に売却完了と認識される基準を満たすことが予測される必要があります。

売却目的保有として分類された非流動資産(及び処分グループ)は、以前の帳簿価額と、公正価値から売却コストを控除した金額のいずれか低い方の金額で測定されます。それらの資産の減価償却費認識は終了します。

v. 金融商品

金融資産及び金融負債は、グループ事業体が金融商品の契約規定の当事者になった時点で認識されます。

金融資産及び金融負債は、当初は公正価値で測定されます。金融資産及び金融負債(FVTPLによる金融資産又は金融負債を除く)の取得又は発行に直接起因する取引コストは、当初の認識時点で、金融資産又は金融負債(いずれか該当する方)の公正価値に対して加算又は減算されます。FVTPLによる金融資産又は金融負債の取得に直接起因する取引コストは、直接損益として計上されます。

1) 金融資産

全ての通常の方法による金融資産の購入又は売却は、取引日ベースで認識又は認識中止されます。

a) 測定区分

当社が保有する金融資産は、FVTPLで測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産、FVTOCIで測定される資本性金融商品というカテゴリーに分類されます。

i. FVTPLで測定される金融資産

金融資産は、FVTPLで測定されるものとして義務的に分類されている場合や指定されている場合に、FVTPLで測定されるものとして分類されます。FVTPLで測定されるものとして義務的に分類される金融資産には、FVTOCIで測定されるものとして指定されていない資本性金融商品に対する投資や、償却原価基準又はFVTOCI基準を満たさない負債性金融商品が含まれます。

FVTPLで測定される金融資産は公正価値で表示され、再測定によって発生する利益又は損失は損益で認識されます。

ii. 償却原価で測定される金融資産

以下の条件を満たす金融商品は、結果的に償却原価で測定されます：

- i) 契約上のキャッシュフローを回収するために金融資産を保有することを目的とするビジネスモデルの中で当該金融資産が保有されていること、かつ
- ii) 当該金融資産の契約条項によって専ら元本及び残存元本額に対する利息の支払いで構成されるキャッシュフローが特定の日に発生すること。

当初認識の後には、償却原価で測定される金融資産(現金及び現金同等物、償却原価で測定される売掛金、売掛金(関連当事者に対するものを含む)、契約資産、その他の債権(関連当事者に対するものを含む)で構成される)は、償却原価で測定されます。これは、実効金利法を用いて決定された帳簿価額総額から減損損失を減じた額に相当します。為替換算による差異は、損益を通じて認識されます。

現金同等物には、流動性が高く現金に容易に交換でき、かつ価値変化のリスクが重要でない定期預金が含まれます。

iii. FVTOCIで測定される資本性金融商品への投資

当初認識の際に、当社は資本性金融商品への投資をFVTOCIで測定されるものとして指定する取消不可能な選択をすることができます。FVTOCIで測定されるものとしての指定は、当該資本性投資が売買目的で保有されている場合や企業結合の買収側が認識する条件付き対価の場合には、認められません。

FVTOCIで測定される資本性金融商品への投資は、結果的に公正価値で測定され、公正価値の変動によって生じる損益はその他の包括利益で認識され、累計額はその他の資本に該当します。損益の累計額は資本性投資の処分時にも損益に分類変更されることなく、利益剰余金に振り替えられます。

このような資本性金融商品への投資に対する配当金は、当社が配当金を受領する権利が確立された時に損益で認識されます。ただし、当該配当金が投資原価の部分的回収に相当することが明確な場合は除きます。

b) 金融資産の減損

当グループは、償却原価で測定される金融資産(現金及び現金同等物、償却原価で測定される売掛金、売掛金(関連当事者に対するものを含む)を含む)、契約資産、その他の債権(関連当事者に対するものを含む)、FVTOCIで測定される負債性金融商品への投資における予想信用損失(ECL)の引当金を認識します。

売掛金及び契約資産については、当グループは、12ヶ月のECLに等しい額を当該金融資産の損失引当金として測定します。その他すべての金融商品については、当初認識時から信用リスクが大幅に上昇している場合には、当グループは全期間のECLを認識します。それに対して、金融商品に対する信用リスクが当初認識時から大幅に上昇していない場合は、当グループは、12ヶ月のECLに等しい額を当該金融商品の損失引当金として測定します。

予想信用損失は、信用損失の加重平均であり、加重はそれぞれの債務不履行発生リスクです。全期間ECLは、金融商品の予想される全期間において可能性のあるすべての債務不履行事象から生じる予想信用損失です。それに対して、12ヶ月ECLは、全期間ECLのうち、報告日から12ヶ月以内に起こる可能性がある金融商品の債務不履行事象から生じると予想される部分です。

当グループは、すべての金融商品に関して、減損損失を損益で認識し、対応する帳簿価額の調整は損失引当金の項目で行われます。

c) 金融資産の認識中止

当グループは、資産からのキャッシュフローに対する契約上の権利が満了した時、又は別の当事者に当該金融資産を移転、もしくは資産の所有によるリスク及び利益の実質的すべてを移転した時にのみ金融資産の認識を中止します。

金融資産の全部の認識を中止する時は、当該資産の帳簿価額と、受領済み及び未受領の対価並びにその他の包括利益で認識されてきた損益累計額の合計金額との差額が損益で認識されます。

2) 金融負債及び資本性金融商品

会社事業体によって発行された負債性及び資本性金融商品は、契約上の取り決めの実質並びに金融負債及び資本性金融商品の定義に従って金融負債又は資本として分類されます。

会社によって発行された資本性金融商品は、直接発行費用を控除後の受取額で認識されます。

当社自身の資本性金融商品の買戻しは、直接資本で認識し、控除されます。当社自身の資本性金融商品の購入、売却、発行又は消却における損益は、損益では認識されません。

FVTPLで測定される金融負債を除き、金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定されます。FVTPLで測定される金融負債は公正価値で表示され、再測定によって発生する利益又は損失は損益で認識されます。

3) 金融派生商品

当グループは、為替レートリスクに対するエクスポージャーを管理するために、為替スワップを含む多様な金融派生商品を契約します。

金融派生商品は、当初は当該金融派生商品の契約が締結された日に公正価値で認識され、その後は各報告期間の末日に公正価値で再測定されます。発生した損益は、直ちに損益で認識されますが、当該金融派生商品がヘッジ商品として指定されていて有効性がある場合は例外であり、その場合、損益による認識の時期は、ヘッジ関係の性質に依存します。金融派生商品の公正価値がプラスである場合、その金融派生商品は金融資産として認識され、金融派生商品の公正価値がマイナスである場合、その金融派生商品は金融負債として認識されます。

p. 引当金

引当金は、報告期間の末日における、債務の決済に必要な対価の割引キャッシュフローに債務に関わるリスク及び不確実性を勘案した最良推定値によって測定されます。引当金が、現存債務を決済すると見込まれるキャッシュフローにより測定される場合、その帳簿価額はキャッシュフローの現在価値です。

保証債務の予想費用に関する引当金は、関連製品の販売日時点における、グループ経営者がグループの債務を決済するのに要する支出額の最良推定値によって認識されます。

q. 収益認識

当グループは、顧客との契約を識別し、履行義務に対し取引価格を割り当て、履行義務が実行されたときに収益を認識します。

1) 商品の販売

商品の販売は、商品が顧客の特定の場所に引き渡されたときに収益として認識されます。なぜなら、その時点で、顧客はその商品を販売するための流通方法や価格について完全な裁量を有し、将来の顧客に対する販売の第一義的な責任を負い、陳腐化リスクを負うからです。売掛債権又は契約資産も同時に認識されます。

当グループは、下請業者に引き渡した材料に関する収益を認識しません。なぜなら、この引渡しは管理の移転を含まないからです。

2) 賃貸収益

リース事業の運営は、IAS第17号「リース」に従います。リースに関連して生じうる状況(リースの条件、将来のリース債権の蓋然性、将来の費用負担など)は、オペレーティングリースとして取り扱われます。

3) 発電収益

電力会社の変電所に電力が送信された時点で収益を認識します。発電収益は、子会社と電力会社との間での決済価額の公正価値に基づきます。ただし、売掛金が1年以内に回収されると見込まれる場合には、公正価値と決済価額との差異は無視できる程度であり取引は頻繁に起こるため、公正価値を決定するに当たり決済日の価額を現在価値に割り引くことはありません。

4) 配当・利子所得

投資から受け取る配当所得は、株主の支払受領権が確定したときに認識されます。ただし、経済的便益が当グループに流入する可能性が高く、所得金額が確実に測定できる場合に限りです。

金融資産からの利子所得は、経済的便益が当グループに流入する可能性が高く、所得金額が確実に測定できる場合に認識されます。利子所得は、残存元本に基づき、かつ、適用実効利率で、時の経過に伴って発生します。

r. リーシング

リースは、所有から生じる実質的にすべてのリスクと報酬がリースの条件に基づき賃借人に移転する場合には、常にファイナンスリースとして分類されます。

1) 当グループが貸手となる場合

オペレーティングリースによる賃貸収入は、当該リース期間において定額法に基づき認識されます。

2) 当グループが借手となる場合

オペレーティングリースの支払いは、当該リース期間において定額法に基づき費用として認識されます。

s. 従業員給付

1) 短期従業員給付

短期従業員給付に関して認識される負債は、対応する勤務の対価として支払われる予定の割引前の給付金額によって測定されます。

2) 退職給付

確定拠出退職給付制度に対する支払は、従業員が拠出の権利を得ることのできる勤務を提供したときに、費用として認識されます。

確定給付退職給付制度の下での確定給付費用(勤務費用、利息純額及び再測定を含む)は、予測単位積み増し方式を使用して決定されます。勤務費用(当期の勤務費用を含む)、及び確定給付負債(資産)の純額から生じる利息純額は、対応期間における従業員給付支出として認識されます。再測定は、数理的損益と制度資産の収益(利息を除く)で構成され、対応する期間でのその他の包括利益として認識されます。その他の包括利益として認識される再測定は、内部留保に直ちに反映され、損益に再分類されません。

確定給付の純負債(資産)は、当グループの確定給付制度における現実の赤字(黒字)を表わします。この計算による黒字は、当該制度からの払戻し又は当該制度に対する将来の拠出額減少の現在価値という意味にとどまりません。

3) 解雇給付

解雇給付負債は、当グループが解雇給付の提示をもはや取り下げられない時点又は当グループが関連リストラ費用を認識した時点のいずれか早い時点で認識されます。

t. 課税

法人税費用は、未払税金と繰延税金からなります。

1) 未払税金

所得税法によれば、未処分利益の10%にあたる追加的税金が、株主が当該利益の留保を承認した年の所得税となります。

当期税金費用に、前期までの租税債務に関する調整額が加減されます。

2) 繰延税金

繰延税金は、資産・負債の帳簿価額とこれに対応する課税所得算出で使用される税務基準額との間の一時差異として認識されます。繰延税金負債は、一般的に、あらゆる将来加算一時差異について認識されます。繰延税金資産は、一般的に、あらゆる将来減算一時差異、研究開発費及び人材育成費について、これらの将来減算一時差異を利用しうる課税所得が生じる可能性が高いと考えられる限度で認識されます。

繰延税金負債は、子会社や関連会社への出資に関連する将来加算一時差異について認識されます。ただし、当グループが一時差異の解消時期をコントロールでき、予見しうる将来において一時差異が解消しない可能性が高い場合を除きます。この出資に関連する将来減算一時差異から生じる繰延税金資産は、一時差異の便益を利用するに足る課税所得が生じる可能性が高く、予見しうる将来において一時差異が解消すると予想される限度で認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は、各報告期間の末日時点で見直され、資産の全部又は一部を回収するに足る課税所得の発生する可能性が高いとはいえなくなった限度で減額されます。未認識の繰延税金資産も各報告期間の末日時点で見直され、将来の課税所得が繰延税金資産を回収する可能性が高くなった限度で認識されます。

繰延税金負債・資産は、報告期間の末日までに成立又は実質的に成立した税率(及び税法)に基づいて、負債が決済されるあるいは資産が回収される期間に適用が予想される税率で測定されます。繰延税金負債・資産の測定は、当グループが報告期間の末日時点において予定する資産・負債の帳簿価額の回収・決済方法から生じる税務的影響を反映します。

3) 当期税金及び繰延税金

当期税金及び繰延税金は、利益又は損失として認識されます。ただし、その他の包括利益又は直接的に資本として認識される項目と関係する場合は除きます。この場合には、当期税金及び繰延税金も、それぞれその他の包括利益又は直接的に資本として認識されます。

2. 重要な会計上の判断及び見積りの不確実性の主要な原因

当グループの会計方針(上記注記1)を実行するに当たり、経営者としては、他の資料から直ちに明らかにならない資産・負債の帳簿価額については、判断、見積り、仮定設定をせざるをえません。見積りやそれと関連する仮定は、過去の経験及びその他妥当と考えられる要因に基づいて行います。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は、継続的に見直されます。会計上の見積りの修正がその期間にのみ影響するときは、見積りが修正された期間において認識され、また、その修正が当期及び将来の期間に影響するときは、修正された当期及び将来の期間において認識されます。

a. 金融資産のビジネスモデル評価

当グループは、特定の事業目的を達成するための金融資産群の全体的な管理方法を反映した一定のレベルにおけるビジネスモデルを決定します。この評価には、資産のパフォーマンスの算定方法、資産のパフォーマンスに影響を与えるリスクとリスクの管理手法、及び資産管理者に対する報酬のあり方など、あらゆる関連証拠について判断することが含まれます。当グループは、金融資産を償却原価又はFVTOCIによって測定し、資産の満期前に当該資産の認識が中止される場合、当グループは、処分理由及び処分理由と当該資産を保有していた事業の目的とが合致しているかどうかを、理解します。モニタリングは、金融資産残高を保有するビジネスモデルが妥当であり続けているか、もし妥当でない場合には、資産の分類の変更が適切に行われるようにビジネスモデルの変更が行われたかという点に関し、当グループが継続的に行う評価の一部を構成します。

b. 金融資産の減損の見積

売掛金及び債券投資の減損引当金は、デフォルトリスク及び予想損失率に関する仮定に基づいています。当グループは、これらの仮定の設定や減損計算におけるインプットの選択について判断するに当たり、当グループの過去の経験、市場の現状及び各報告期間末日における見積額に基づく判断を使用します。

c. のれんの減損

のれんが減損したかどうかを決定するには、のれんが割り当てられた資金生成単位の使用価値を見積もる必要があります。使用価値を算出するためには、経営者は、資金生成単位から生じると予想される将来キャッシュフロー及び現在価値を算出するための適切な割引率を見積もる必要があります。実際の将来キャッシュフローが予想より少なかった場合には、大幅な減損損失が生じる可能性があります。

d. 有形固定資産の減損

携帯電話機の生産に関連する設備の減損は、当該資産の回収可能金額に基づいて行われました。回収可能金額は、公正価値から販売費用を控除した額又は当該資産の使用価値のいずれか高い金額です。市場価格又は将来キャッシュフローの変化は、当該資産の回収可能金額に影響を与え、追加的減損損失の認識又は戻入れにつながる可能性があります。

e. 在庫の評価損

在庫の正味実現可能価額は、事業の通常の過程での見積販売価格から完成・販売に要する見積費用を控除した価額です。正味実現可能価額の見積りは、市場の現状及び同種の製品販売に関する過去の経験に基づいて行います。市場条件の変化は、正味実現可能価額の見積額に大きな影響を与える可能性があります。

2019年12月期第1四半期

1. 重要な会計方針の概要

a. 準拠表明

これらの中間連結財務諸表は、証券発行者財務報告作成準則及び金融監督管理委員会により承認され、有効に発行されているIAS第34号「中間財務報告」に準拠して作成されています。これらの中間連結財務諸表に含まれる開示情報は、完全な年次財務諸表において義務付けられている開示情報より少なくなっています。

b. 作成の基礎

連結財務諸表は、公正価値で測定される金融商品を除き、取得原価主義を適用して作成されています。

公正価値測定は、公正価値測定のためのインプット(数値)の観察可能性及び公正価値測定における当該インプットの重要性に基づき、以下のとおり、レベル1から3に分類されています。

- 1) レベル1のインプットは、同一の資産又は負債に関する活発な市場における(無調整の)相場価格です。
- 2) レベル2のインプットは、直接的(すなわち価格)又は間接的(すなわち価格から算出される金額)かを問わず、資産又は負債に関して観察可能である、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットです。
- 3) レベル3のインプットは、資産又は負債に関する観察不能なインプットです。

c. 連結基準

本連結財務諸表は、親会社の財務諸表と親会社が支配する事業体の財務諸表を連結させたものです。当期中に取得又は売却された子会社の損益については、必要に応じて、取得の効力発生日から売却の効力発生日までの損益が、連結損益及びその他包括利益計算書に含まれています。必要があれば、子会社の会計方針を親会社が採用する会計方針に一致させるため、子会社の財務諸表に対して調整が行われます。すべてのグループ内取引、残高、損益は連結時に完全に消去されます。子会社の包括利益合計は、たとえ非支配持分が負の残高を有する結果になったとしても、親会社の所有者及び非支配持分に帰属します。

子会社に対する当グループの所有持分の変動は、それが当グループの子会社に対する支配を解消させるものではない場合、資本取引として会計処理されます。当グループの持分及び非支配持分の帳簿価額は、子会社に対する相対的な持分の変動を反映させるために調整されます。非支配持分の調整により算出された金額と支払対価又は受取対価の公正価値との差額は、資本に直接認識され、親会社の所有者に帰属します。

d. その他の重要な会計方針

その他の重要な会計方針の要約については、以下を除き、2018年12月31日終了年度の連結財務諸表をご参照ください。

1) リース

当グループは、契約開始時に、契約がリースか否か又は契約がリースを含むか否かを判断します。

a) 当グループが貸手となる場合

リースは、リースの条件が所有権の実質的にすべてのリスク及び報酬を借手に移転するものである場合常にファイナンス・リースに分類されます。その他すべてのリースは、オペレーティング・リースに分類されます。

オペレーティング・リースからのリース支払い(リース・インセンティブ控除後)は、収入として当該リースの期間にわたって定額法で認識されます。オペレーティング・リースを獲得するにあたって発生した当初直接費用は、原資産の帳簿価額に加えられ、リース期間にわたって定額法で費用として認識されます。

リースが土地と建物両方の要素を含む場合、当グループは、各要素の所有権に付随する実質的にすべてのリスク及び報酬が当グループに移転されているか否かを判断して、各要素をファイナンス・リース又はオペレーティング・リースとして別々に評価します。リース支払いは、契約開始時点の、リースに含まれる土地要素及び建物要素の賃借権の相対的な公正価値に応じて、土地と建物の間で配分されます。リース支払いの配分が確実に実施できる場合、各要素は、そのリース分類に従って別々に計上されます。リース支払いが土地と建物要素の間で確実に配分できない場合、通常、両方の要素がオペレーティング・リースであることが明白(その場合、リース全体がオペレーティング・リースとして分類されます)でない限り、リース全体がファイナンス・リースとして分類されます。

b) 当グループが借手となる場合

当グループは、リース支払いがリース期間にわたって定額法で費用として認識される認識免除を適用して計上される短期リース及び少額資産リースを除くすべてのリースについて、使用权資産及びリース債務をリース開始日に認識します。

使用权資産は当初、リース開始日以前になされたリース支払いについて調整されたリース債務の当初測定値、並びに発生した当初直接費用及び原資産を回復するために必要とされる費用の見積りから成る原価で測定されます。使用权資産はその後、減価償却累計額及び減損損失を控除し、リース債務の再測定について調整された原価で測定されます。使用权資産は、連結貸借対照表において独立した項目として表示されます。

使用权資産は、リース開始日から使用权資産の耐用年数の終了時とリース契約終了時のいずれか早い方まで、定額法を用いて償却されます。

リース債務は当初、リース支払いの現在価値で測定されます。リース支払いは、リースに内在する金利が容易に決定できる場合、同金利を使用して割り引かれます。当該金利が容易に決定できない場合、当グループは、借手の追加借入利率を使用します。

その後、リース債務は、実効金利法を用いて償却原価で測定され、リース期間にわたって支払利息として認識されます。リース期間が変更された場合、残存価額保証に基づいて支払われると予想される額が変化した場合、原資産を購入するオプションの評価が変わった場合、又は、将来のリース支払いを決定するために使用された指数又は金利の変化のために将来のリース支払いが変わった場合、当グループは、リース債務を再測定し、それに応じて使用权資産を調整します。ただし、使用权資産の帳簿価額がゼロまで減少した場合、再測定による残存額は損益で認識されます。リース債務は、連結貸借対照表において独立した項目として表示されます。

2) 退職給付

中間期の年金費用は、前会計年度末に数理計算上決定された年金費用率(それ以降の重大な市場の変動並びに重大な制度変更、支払い又はその他の重大な一回限りの事象について調整)を用いて年初来ベースで算出されます。

3) 税務

法人所得税費用は、現在支払う税金と繰延税金の合計です。中間期の法人所得税は、年間ベースで課税されるものであり、中間期の税引前所得に予想される年間総所得に適用されるであろう税率を適用することによって算出されます。税法の変更から生じた税率変更の影響は、税効果をもたらす取引自体についての会計と整合した形で認識され、全額が、税率が変更された年度に損益、その他の包括利益で認識されます。

2. 重要な会計判断及び見積りの不確実性の重要な出所

重要な会計判断及び見積りの不確実性の重要な出所については、以下を除き、2018年12月31日終了年度の連結財務諸表をご参照ください。

a. リース期間—2019年

当グループは、リース期間を決定するにあたって、オプションを行使する、又は行使しない経済的インセンティブを生み出すすべての事実及び状況(開始日からオプションの権利行使日までに予想される事実及び状況の変化を含みます)を考慮します。考慮される主な要因には、任意期間についての契約上の条件、契約期間にわたって実施される重大なリース資産改良、原資産の借手の業務に対する重要性などが含まれます。リース期間は、当グループがコントロールできる状況に重大な変化が発生した場合、再評価されます。

b. 借手の追加借入利率

リース支払いを割引くにあたって使用される借手の追加借入利率を決定するにあたっては、同じ通貨かつ適切な期間の無リスク金利が参照金利に選ばれます。また、借手の信用スプレッドの調整及び当該リース特有の調整も考慮されます。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2019年6月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	84,448(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	84,448	—	—
所有株券等の合計数	84,448	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、本書提出日現在、対象者普通株式71株を所有しておりますが、すべて自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等の数に係る議決権の数27個が含まれています。ただし、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年6月4日現在)(個)(g)」には含めておりません。

(注3) なお、公開買付者は本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認のうえ、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2019年6月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	61,617(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	61,617	—	—
所有株券等の合計数	61,617	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(2019年6月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	22,831(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	22,831	—	—
所有株券等の合計数	22,831	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、本書提出日現在、対象者普通株式71株を所有しておりますが、すべて自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等の数に係る議決権の数27個が含まれています。ただし、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年6月4日現在)(個)(g)」には含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

① 【特別関係者】

(2019年6月4日現在)

氏名又は名称	日本ライトン株式会社
住所又は所在地	東京都千代田区外神田二丁目16番2号
職業又は事業の内容	電子部品販売事業
連絡先	連絡者 日本ライトン株式会社 連絡場所 東京都千代田区外神田二丁目16番2号 電話番号 03-3258-6501
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者

(2019年6月4日現在)

氏名又は名称	又川 鉄男
住所又は所在地	東京都千代田区外神田二丁目16番2号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	日本ライトン株式会社 代表取締役 社長執行役員
連絡先	連絡者 日本ライトン株式会社 連絡場所 東京都千代田区外神田二丁目16番2号 電話番号 03-3258-6501
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(2019年6月4日現在)

氏名又は名称	李 友裕
住所又は所在地	東京都千代田区外神田二丁目16番2号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	日本ライトン株式会社 代表取締役 社長執行役員
連絡先	連絡者 日本ライトン株式会社 連絡場所 東京都千代田区外神田二丁目16番2号 電話番号 03-3258-6501
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(2019年6月4日現在)

氏名又は名称	陳 碧華
住所又は所在地	東京都千代田区外神田二丁目16番2号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	日本ライトン株式会社 取締役(監査等委員)
連絡先	連絡者 日本ライトン株式会社 連絡場所 東京都千代田区外神田二丁目16番2号 電話番号 03-3258-6501
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(2019年6月4日現在)

氏名又は名称	坂本 幸雄
住所又は所在地	東京都千代田区外神田二丁目16番2号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	日本ライトン株式会社 取締役(監査等委員)
連絡先	連絡者 日本ライトン株式会社 連絡場所 東京都千代田区外神田二丁目16番2号 電話番号 03-3258-6501
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(2019年6月4日現在)

氏名又は名称	輝實業股份有限公司
住所又は所在地	中華民国新北市淡水区奎柔山路73号 (中華民国新北市淡水區奎柔山路73號)
職業又は事業の内容	携帯電話キーパッド、カバーガラス、モジュール、自動車部品並びに照明モジュール及び付属品の製造及び販売事業
連絡先	連絡者 輝實業股份有限公司 連絡場所 中華民国新北市淡水区奎柔山路73号(中華民国新北市淡水區奎柔山路73號) 電話番号 +886-2-2623-2666
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(2019年6月4日現在)

氏名又は名称	敦南科技股份有限公司
住所又は所在地	中華民国台北市内湖区瑞光路392号4階 (中華民国台北市内湖區瑞光路392號4樓)
職業又は事業の内容	コンタクトイメージセンサー(CIS)及び金属酸化物半導体(CMOS)イメージセンサー等の光学部品の製造及び販売事業
連絡先	連絡者 敦南科技股份有限公司 連絡場所 中華民国台北市内湖区瑞光路392号4階(中華民国台北市内湖區瑞光路392號4樓) 電話番号 +886-2-8798-2988
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(2019年6月4日現在)

氏名又は名称	宋恭源(Raymond Soong)
住所又は所在地	中華民国台北市内湖区瑞光路392号22階(公開買付者所在地) (中華民国台北市内湖區瑞光路392號22樓)
職業又は事業の内容	光寶科技股份有限公司 取締役 Chairman 敦南科技股份有限公司 取締役会長 輝實業股份有限公司 取締役会長
連絡先	連絡者 光寶科技股份有限公司 連絡場所 中華民国台北市内湖区瑞光路392号22階(中華民国台北市内湖區瑞光路392號22樓) 電話番号 +886-2-8798-2888
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(2019年6月4日現在)

氏名又は名称	陳廣中(Warren Chen)
住所又は所在地	中華民国台北市内湖区瑞光路392号(公開買付者所在地) (中華民国台北市内湖區瑞光路392號)
職業又は事業の内容	光寶科技股份有限公司 Vice President兼GCEO 敦南科技股份有限公司 取締役 輝實業股份有限公司 取締役 日本ライオン株式会社 取締役
連絡先	連絡者 光寶科技股份有限公司 連絡場所 中華民国台北市内湖区瑞光路392号22階(中華民国台北市内湖區瑞光路392號22樓) 電話番号 +886-2-8798-2888
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

② 【所有株券等の数】

日本ライトン株式会社

(2019年6月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	0(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 特別関係者である対象者は、本書提出日現在、対象者普通株式71株を所有しておりますが、すべて自己株式であるため議決権はありません。

又川 鉄男

(2019年6月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1,066(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1,066	—	—
所有株券等の合計数	1,066	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式1,778株に係る議決権数(17個)を含めております。

李 友裕

(2019年6月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	27(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	27	—	—
所有株券等の合計数	27	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式2,700株に係る議決権数を記載しております。

(注2) 李友裕氏は小規模所有者に該当するため、同氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年6月4日現在)(個)(g)」には含めておりません。

陳 碧華

(2019年6月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	912(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	912	—	—
所有株券等の合計数	912	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

坂本 幸雄

(2019年6月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	220(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	220	—	—
所有株券等の合計数	220	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

95 8 E 暉實業股份有限公司

(2019年6月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	9,803(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	9,803	—	—
所有株券等の合計数	9,803	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

敦南科技股份有限公司

(2019年6月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	9,803(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	9,803	—	—
所有株券等の合計数	9,803	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

宋恭源(Raymond Soong)

(2019年6月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	500(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	500	—	—
所有株券等の合計数	500	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

陳廣中(Warren Chen)

(2019年6月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	500(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	500	—	—
所有株券等の合計数	500	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

本公開買付けに際し、公開買付者は、2019年6月3日付で、STC及びLOSとの間で、両社のそれぞれが980,300株ずつ所有する対象者普通株式の全て(合計1,960,600株。所有割合：15.75%)について、本公開買付けに応募することを内容とする本応募契約を締結しております。本応募契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引の有無及び内容

最近の3事業年度における公開買付者と対象者との間の取引の概要及び取引金額は以下のとおりです。

(単位：千円)

取引の概要	2018年12月期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	2017年12月期 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	2016年12月期 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
商品の仕入	2,187,128	1,614,155	931,501

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引の有無及び内容

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者の間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2019年6月3日開催の取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。上記対象者の取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益(当期純損失)	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	J A S D A Q (スタンダード)市場						
月別	2018年 12月	2019年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高株価	230	197	203	207	187	201	179
最低株価	148	154	174	169	175	176	173

(注) 2019年6月については、2019年6月3日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在									
区分	株式の状況(1 単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	年 月 日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	年 月 日現在
				発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第33期(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日) 2018年3月30日 関東財務局長に提出

事業年度 第34期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 2019年3月29日 関東財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第35期第1四半期(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日) 2019年5月15日 関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

日本ライトン株式会社

(東京都千代田区外神田二丁目16番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

対象者は、2019年6月3日に、「連結子会社の異動(株式譲渡)に関する基本合意書締結および特別損失の計上(見込み)に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細については、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

① 概要

対象者は、同日開催の取締役会において、対象者の連結子会社であるL&K INDUSTRIES PHILIPPINES, INC(以下「L&K」といいます。)の株式650,000株(総株主の議決権に対する割合：65%)を台湾法人である傑田企業股份有限公司(以下「傑田企業」といいます。)に譲渡することに関する基本合意書(Memorandum of Understanding)を締結することを決議したとのことです。

なお、株式譲渡後に対象者が所有するL&Kの株式(350,000株)については、協議の上、株式譲渡実行日から3年後までを目処に傑田企業が全て買い取ることを予定しているとのことです(現時点で買取価格は未定とのことです。)

② 日程

(1) 本合意書締結に係る取締役会決議日	2019年6月3日
(2) 本合意書締結日	2019年6月3日
(3) 株式譲渡契約締結日	2019年8月中旬(予定)
(4) 株式譲渡実行日	2019年8月中旬(予定)

③ 特別損失の計上(見込み)および今後の見通し

当該株式譲渡に伴い、対象者の2019年12月期第3四半期連結決算において36百万円を特別損失に計上する見込みであるとのことです。なお、この特別損失については、2019年2月14日に対象者が公表した業績予想には織り込んでおらず、当該株式譲渡による業績予想の修正は現時点で予定していないとのことです。